

議事日程(第6号)

平成22年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第6 議案第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第7 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第10 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第11 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第12 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について

- 日程第25 議案第20号 市道路線の認定（岳本湯の坪線）について
- 日程第26 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第27 議案第22号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第23号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第24号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第25号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第26号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第27号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第28号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第29号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第30号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第31号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第32号 平成22年度由布市一般会計予算
- 日程第38 議案第33号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第34号 平成22年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第40 議案第35号 平成22年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第36号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第42 議案第37号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第43 議案第38号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第44 議案第39号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第45 議案第40号 平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第46 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計予算
- 日程第47 議案第42号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第48 議案第43号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第6 議案第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第7 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第10 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第11 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第12 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 市道路線の認定（岳本湯の坪線）について
- 日程第26 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第27 議案第22号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第23号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第24号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第25号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第26号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第27号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第28号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第29号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）

日程第35 議案第30号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第36 議案第31号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員(22名)

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	18番 小野二三人君
19番 工藤 安雄君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 人已君	22番 淵野けさ子君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	防災安全課長	河野 眞一君
行財政改革推進課長	河野 隆義君	収納課長	工藤 敏君
監査・選管事務局長	佐藤 忠由君	会計管理者	佐藤 利幸君
産業建設部長	佐藤 省一君	農政課長	志柿 正蔵君

建設課長	……………	房前四男美君	水道課長	……………	目野 直文君
都市・景観推進課長	……	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	……………	秋吉 敏雄君
保険課長	……………	生野 博文君	環境商工観光部長	……………	平野 直人君
環境課長	……………	溝口 博則君	商工観光課長	……………	松本 文男君
挾間振興局長	……………	米野 啓治君	挾間地域振興課長	……………	二宮 正男君
庄内振興局長	……………	佐藤 和明君	湯布院振興局長	……………	佐藤 和利君
湯布院地域振興課長	……	古長 雅典君	教育次長	……………	島津 義信君
教育総務課長	……………	森山 泰邦君	生涯学習課長	……………	佐藤 式男君
中高一貫教育推進課長	…	工藤 眞一君	消防長	……………	浦田 政秀君
代表監査委員	……………	佐藤 健治君			

○議長（**刈野けさ子君**） 傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴席では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

なお、傍聴席横に掲示しております傍聴規則を厳守していただきますようお願いいたします。また、本定例会から議会中継を行うために、議場内に固定カメラを設置しております。あわせて、技術スタッフが常駐しておりますので知らせしておきます。

なお、議場とテレビカメラの構造上、議員席と同時に傍聴席も映像として流れます。お顔を写されること等に不都合のある方は、傍聴席入り口と傍聴席に掲示しております議会中継に伴う傍聴者の皆さまへのお知らせの注意事項を御一読いただきますよう、御協力のほうよろしく願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（**刈野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。本日は一般質問の最終日です。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

一般質問

○議長（**刈野けさ子君**） これより日程第1、一般質問を行います。質問者の持ち時間は、質問、

答弁を含め、一人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可いたします。

まず、6番、小林華弥子さんの質問を許します。

○議員（6番 小林華弥子君） おはようございます。6番、小林華弥子です。

実は、ちょっと先週から風邪を引いてしまいまして、この土日で一般質問の準備もあんまりせずにゆっくり休んでたんですけど、声がまだ戻らずにですね、大変お聞き苦しい声になってしまいました。本当はもっと鈴を振るようないい声なんですけれども、皆さま、お聞き苦しいんですけど、おつき合いいただければと思います。

まず、一般質問の冒頭に際しまして、先日、南米チリで起きました大地震、それから、1月にハイチで起きた大地震に多大な被害者と被害が出たことに関しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。地震大国我が日本にとっても決して他人事ではありません。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に移らせていただきたいと思います。今回は大きく分けて、4点について質問いたします。

1点目、日出生台演習場における米軍実弾演習の縮小・廃止についてお伺いします。今回4年ぶりに行われた7回目となる日出生台演習場における在沖縄米軍海兵隊による実弾射撃訓練は、これまで以上に訓練に関する情報が隠ぺいされ、また、演習内容も拡大している傾向にあります。この米軍の移転訓練については、当初から旧湯布院町及び合併後の由布市は基本的にずっと演習の廃止・縮小を求めてきました。今回の訓練の実態を見て、市長としては米軍演習に対して今後どのような方針で臨むのか、お伺いいたします。

2点目、総合的なまちづくりの構想と各種計画策定及び予算編成のビジョンについてお伺いいたします。市長が2期目に入られ、本格的な当初予算を組まれました。今後、由布市のまちづくりの構想をどのように掲げていらっしゃるのか。また、その構想実現のためには、各種の中長期的な計画はどのように整備し、予算編成作業にはどのように反映させているのか。また、再三再四求めてきましたが、わかりやすい予算書の作成は行うつもりがあるのかないか、お伺いします。

3点目、地域審議会の構造と諮問についてお伺いします。今、来年度からの地域審議会の委員を公募していると思います。12日までが公募受付だというふうに聞いておりますが、今後、この地域審議会の活用と諮問内容はどのように考えていらっしゃるのか。また、地域振興基金についてはどのように活用するおつもりか、お伺いいたします。

4点目、景観行政施策の推進について、今、屋外広告物設置基準の一部変更を行おうと市民か

らの意見を募集しておりますけれども、この屋外広告物対策や、あるいは無電線化事業の推進などによる、今後の由布市の景観行政施策はどのように進めるのか、お伺いいたします。

再質問もこの席でさせていただきます。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問も最終日となりました。頑張つて答えていきたいと思えます。私も風邪を引いとして、鈴の鳴るような声は出ませんが、お許してください。

最初に、「日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練の縮小・廃止について」の御質問でございます。

日出生台演習場における米海兵隊の移転訓練につきましては、行政報告の中でも述べさせていただきましたけれども、2月1日から11日までの10日間、実弾射撃訓練が行われまして、2月20日までに全部隊が沖縄に撤収をしたところでありまして、

訓練日程が発表された後、昨年12月17日には4者協から九州防衛局長に、「本訓練が恒常化されることがあってはならないし、将来にわたって縮小もしくは廃止されることが望ましい」という要望を伝えたところでございます。さらには、一つとして、「演習場の使用協定」と「確認書」を遵守すること、2つとして、訓練の日程については、可能な限り情報開示と早期の正確な伝達を行うこと、3つとして、演習場周辺の治安・安全確保のため、十分な措置を講ずること等、8項目にわたって、要請をしたところでありまして、

今回の米軍側のセキュリティの理由で、隊員や物資の到着時間や外出の場所等については公表がありませんでした。また、今回の訓練で2回山火事が発生いたしました。4者協で防衛局対策本部に対し再発防止の要請をいたしました。その後、米軍側から着弾地点の範囲を絞るといった対応をとっていただきましたが、2回目は照明弾が風に流されたためと聞いております。この件につきましても、再発防止を申し入れ、安全確認ができるまで、使用の自粛を要請したところでありまして、

訓練が拡大している傾向にあるとの御指摘でございますが、使用協定に弾数の取り決めがありませんので、今後4者協で検証してまいりたいと考えております。

最後に、移転訓練は当初から廃止・縮小を求めてきておりますので、今後とも大分県を含む関係自治体と協力しながら、廃止・縮小の要請を強く行ってまいりたいと思えます。

次に、総合的なまちづくりの構想と各種計画策定及び予算編成のビジョンについてはということとであります。

予算編成につきましては、限られた財源の中、財政規律を守ることを念頭に、総合計画の実現に向けて各課事業ヒアリングや事務事業評価を踏まえて行ったところでございます。今回は特に、

改選に当たり市民の皆さんにお示しした公約である「7つの提言」を施策として展開させるために、総合計画として議決をいただいている基本構想、基本計画の定めの中、可能な限り総合計画の第2期実施計画に反映させまして、地産地消と観光振興・国内外交流事業・教育資質の向上・高齢化と小規模集落対策・子育て支援対策の5つの事業を重点枠として予算づけを行ったところであります。また、各部門にはそれぞれさまざまな将来を見据えた計画がございますが、それらは総合計画の実施計画の中で整理をいたしまして、先ほど申し上げました事業ヒアリングや事業評価を行う中で、予算づけについて判断をしまいたいと考えております。

次に、わかりやすい予算についてでございますが、12月の定例議会の一般質問でもお答えいたしました。予算説明書につきましては次年度以降、可能な部分から順次取り組んでいくよう予定をしているところでございます。

なお、市民の皆さんに予算編成の仕組みや査定状況につきましては、議決いただいた後、別途ホームページ等でお知らせをしまいたいと考えておりますし、当初予算の概要につきましてはこれまでと同様に市報でお知らせするとともに、よりわかりやすい内容になるよう工夫をいたしと考えております。

次に、地域審議会の公募と諮問についてお答えをいたします。

現在の地域審議会委員が、ことし3月をもって任期満了になることから、新しい委員さんにつきましては、現体制と同じように一般公募の委員さんを現在募集しているところでございます。地域審議会につきましては、これまで総合計画の地域別計画書や本庁舎方式の位置及び支所機能等について諮問をし、熱心な御議論を経て、答申をいただいたところでございます。

今後も各地域並びに由布市の振興・発展のため、地域住民の代表として審議をいただき、市政に対しての御意見をいただきたいと考えております。

次に、地域振興基金についてはどう考えてるのかということであります。

地域振興基金につきましては、基金が地域住民の連携の強化や地域振興を図るために設置されていることから、この目的に沿った事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、屋外広告物設置基準の一部変更を行っているが、屋外広告物対策や無電線化事業の推進などによる今後の景観行政施策はどのように進めるかということでございます。

平成21年度より屋外広告物に対する権限の一部が移譲されまして、現在取り組んでるところでございますが、看板設置には規模の規制や届け出が必要であることをご存じない方も多くて、市民の皆様幅広く認識をいただきたいことから、本年度市報に3度にわたり掲載をしたところがあります。

看板の設置基準につきましては、現在、由布市内統一となっておりますけれども、湯布院地域につきましては、合併以前より、「潤いのある町づくり条例」によりまして厳しい基準を設け、

湯布院地域の景観保全に取り組んできた経緯がございますし、湯布院で生活する皆さんにも御理解をいただいております。

このような現状から、湯布院地域につきましては屋外広告物の設置基準を一部変更し、屋外広告物法に基づく条例規則で指導してまいりたいと考えております。

このことにつきましては、昨年12月の市報に変更内容を掲載いたしまして、現在、市のホームページでも基準の見直しに対する意見を求めているところでございます。

今後、協議を要する意見がない場合は、22年度より適用してまいりたいと考えております。また、湯布院盆地内につきましては、より良好な街並みの形成に向け、景観ルールの制定が必要と思われるので、景観計画の策定に向け、湯布院景観協議会において議論を進めていただいているところであります。その協議の中で屋外広告物につきましても、より景観に配慮したものになるよう検討を進めていただいているところであります。

屋外広告物は、事業を営む人にとりましては、重要な役割を果たすものでありますが、景観に与える影響も大でありますので、地域の特性を考慮しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

無電線化事業につきましては、平成21年3月補正予算に道路環境向上のための実験事業として、「湯の坪街道」の一部を無電線化するための事業予算を計上させていただいてるところであります。今後につきましては、沿道の景観と調和した街路の景観づくりのため、景観計画を策定するに当たり、「湯布院景観協議会」でその必要性について協議をしてまいりたいと思います。

以上で、私の答弁は終わります。

○議長（刈野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。では、順を追って再質問していきたいと思っております。

日出生台演習場についてですが、縮小・廃止を求める求めると。最初の1回目の演習のときからずっと言い続けてはいるんですけども、その実態としては、むしろ逆になっているというふうに私は感じています。

議長の許しをいただきまして、ちょっと資料をお配りさせていただきました。

特に今回ですね、4年ぶりに行われた米軍演習の中身を見てみますと、例えば、砲撃の弾数603発、これ過去最多です。それから実弾砲撃日数もですね、協定書きりぎりっぱいの10日間丸々行ったというのも、これも過去最長の訓練日数になります。しかも、前回の協定書に盛り込まれた小火器訓練など、訓練内容も広がっていますし、また照明弾ですとか、発煙弾も今回初めて使われました。照明弾が39発、発煙弾が35発も打ち上げられてるというふうに聞いて、今、報道されております。しかもですね、問題になっているのは、この発煙弾のうち、当

初は否定をしておりましたが、実はこの発煙弾は非人道兵器として国際的な批判のある白リン弾だったということがその後の新聞報道などで明らかになっており、米軍側もこれを認めています。このような物を使うのはもちろん今回が初めてですし、しかも、そういう発煙弾や照明弾が原因となって、さっき市長も言われましたように、火災も起きております。こんな演習場内で火災が起きることも初めてです。こうやって、初めてのことが知らないうちにどんどんどんどん追加されているということ。それから情報がどんどん出なくなっているというのもですね、今までは公開されていた米軍車両の到着ですとか、あるいは155ミリリゅう弾砲がいつ到着するかという日程については、今までは知らされていたのに、それが全く知らされなくなってきました。それから米軍の外出日程も当初のころは最初から知らされていたのに、それがだんだん知らされなくなってきたとかですね。それから本隊の到着も昔は1カ月くらい前から、いつから来ますよというようなことを知らされていたので、地元としても対策がとれたんですけども、それが今回はぎりぎりになってまでしか発表されなくなってきたという、こういう状況を見て、市長は、明らかにこれは訓練内容が拡大をしていると言わざるを得ないと思いますけども、市長、拡大してるという認識をお持ちでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 先ほどお答えを申し上げたとおりであります。今、協定の範囲内であるというふうに、私は認識しております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） もちろん協定の範囲を超えてしまうようなことはとんでもないですけど、協定の範囲内であっても、範囲内ぎりぎりいっぱいまで拡大してきてるんですよね、これが。

実は、この米軍演習というのは、そもそも日出生台では、沖縄の県道104号線越えの訓練の移転という名目で移されてきたわけですよ。当時1996年に、米軍の米兵による少女の暴行事件が沖縄で起きて、それをきっかけに、沖縄の痛みを本土で分かち合うんだというような名目のもとに、本土5カ所に訓練が移転されたということでした。当時、もちろん記憶も新しい方いっぱいいらっしゃると思いますけれども、湯布院町はもちろん、大分県をあげて大反対をしましたが、最後の最後は国の責任でやらせていただくということで、ごり押しで持ち込まれた訓練だったわけですよ。議会としても、旧湯布院町議会は全員一致で演習反対の決議を上げていますし、合併した由布市議会になっても2006年の3月議会で請願を採択したように、演習の廃止・縮小をずっと求め続けてきています。それが実際には日をたち、年を経るごとに訓練の実態を拡大されてきていて、常態化されてきていて、毎年毎年来るもんだみたいな認識に変わってきてしまっている。しかも、その中身を見ると、当初は沖縄の痛みを分散するという名目のも

とに移転された訓練でしたけれども、実際には、地元の沖縄のキャンプ・ハンセンでは県道を封鎖しての演習はなくなりましたが、そのほかの演習が激化していて、むしろ、沖縄での演習も拡大しているし、全然沖縄の痛みを本土に移してることで何でもないわけですよ。こういうことに対して、当初の約束とは全く違う演習になってきていることに対して、もっとですね、我々は強く、これは最初の約束と違うのではないかと、最初の約束とは全然違う演習をどんどん拡大するのは許せないということを声を上げて強く言うべきだと思うんです。

市長は4者協の中で、いつも廃止・縮小を求めているというふうにずっと言ってきたらっしゃいますけども、4者協の中だけではなくですね、もっと直接的に米軍に対して声を上げていくことが私は必要ではないかなというふうに思っています。実際ですね、4者協を通して言っても、それは九州防衛施設局を挟んで米軍に伝えられるだけで、九州防衛施設局を挟むとかえって情報が伝わりにくくなってるというのが実態だと思います。実際、前回の協定書の改定をするときに、協定書の存在そのものを米軍は知らなかったっていうんですよ。九州防衛局が米軍側に協定書の存在を伝えてなかったということが明るみになってました。このように九州防衛局が間に入っていると、かえって情報が伝わってないんじゃないかという不信感も生まれます。市長はですね、今回も多分演習が始まる前にアメリカの中佐から直接、表敬訪問を受けられていると思います。そのようなときに、直接会ったときに、地元としては、しっかり廃止・縮小を求めているんだと、今までなかったような演習はやめてほしいということを強く言ってほしいと思うんですけども、直接お会いになったときにはどのようなお話をされているんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 直接、会ってですね、4者協で話をしたお願いというか、そういう要請につきましては再度確認してお願いをしたわけですが、彼もこの協定書の存在については十分に認識していると、そして、それを守っていきたいという話をしましたし、我が由布市としては大きな観光地でありますし、多くの観光客が来られることから土曜、日曜日の演習については自粛をするようにと。それから時間的にも、早朝あるいは夜遅くの訓練については自粛するようにと、そういう要請を強く行ったところであります。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ぜひ、これは、地元首長としてはしっかり、はっきりと、求め続けていっていただきたいと思います。そういう地元のしっかりした態度を表明することが大変重要だと思います。

先月、ある一時期にですね、今、きょうも大分ニュースになっておりましたが、沖縄の普天間基地の移転先として、一時期、何か、社民党でしたか、九州北部になどと地名を言ったりですか、あるいは一時期、鳩山首相の私的勉強会、与党の一部が、普天間基地の移転先に日出生台

への一部訓練移転を提案をしてたなんていう報道もあったと言われております。まさかとは思いますが、万が一、そんな話が出てくるようなことがあったら、断固として、地元としては許しがたい話だと思うんですけど、市長は、そのところについてはどのように思われますでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 全く同じでありまして、断固として排除しなくてはならないと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 決して私は沖縄に痛みを押しつけるというつもりはありませんけれども、沖縄の痛みを本土で分かち合うという名目のもとに、実際は違うことを行われ続けてきていたという実績を我々持ってるんですから、そのことに対しては、強く物言っていたきたいというふうに思います。

2点目に移りたいと思います。総合的なまちづくりの構想と各種の計画についてですけれども、今回、由布市の総合計画の第2期の実施計画というのが出てきました。議会が開会してから、これ我々に配られたんですけれども、22年度から24年度までの3年間の実施計画がつけられた物が配られてきていますけれども、総合的なまちづくり計画の基本となるのがこの基本計画だと、今、市長、御答弁の中でおっしゃられましたけど、この実施計画は具体的にはどういう体制で、どのようにしてつくったんでしょうか。市民やいろんな方からの意見を聞くような場を設けてつくったのかどうか。具体的に、この実施計画の策定をどういうふうになされたのか、お伺いします。

○議長（**浏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 6番、小林議員の御質問にお答えします。

今回の実施計画につきまして、作成のプロセスですけども、まず、今までの計画を基本にしなから、それぞれの担当課が、今後、向こう3年間議決をいただいております総合計画の基本構想、基本計画に基づいた具体的な事業をどういうふうに3年間行っていくのかというのを、まず、それぞれの担当課で検討していただいております。それに基づきまして、それを総合政策課のほうに上げていただいて、それをまず一たん、1冊の計画書にまとめた上で、その後、もっと詳しい内容について、総合政策課、それと財政課、行財政改革推進課、3課によりまして、それぞれの原課から、ヒアリングを行って、総合計画の基本構想並びに基本計画に合致している事業かどうかというようなことを精査した上で、最終的な実施計画としてまとめたものでございます。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 市長はこの実施計画はとても重要な計画だというふうにお考えに

なってらっしゃいますでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そのとおりです。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 重要な計画をつくるときにはですね、やらなければいけないことがあるんですけども、これ市長も施政方針の中でおっしゃられてましたけども、由布市の住民自治基本条例をこの前、市長つくられました。お配りしてる資料の2ページ目に抜粋しておりますけれども、その22条、23条、「計画等への市民参加」という欄があります。「市はまちづくりに関する重要な条例の制定、または改廃並びに計画の策定、変更及び実施に当たっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置などの方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない」、あと23条でも、「まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない」というふうにありますけれども、これを重要な計画だというふうに位置づけるとしたらですね、これ策定するにあたって、パブリックコメントをとったり、市民の意見を聞いたりというような手続きはとられたんでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

今回の実施計画につきましてはですね、総合計画の基本構想、基本計画、これに基づいて、この計画を補完する計画だという位置づけを考えております。ですから、当然、基本構想、基本計画を変更するなりするときは、パブリックコメント並びに審議会の審議は必要だろうというふうに考えておりますけども、現時点では、この実施計画につきましては、それを補完する、重要な計画ではあるんですけども、補完する計画だという位置づけで、この住民自治条例の重要な条例、計画には該当しないというふうに現在解釈をしております。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この条例に該当するほどの重要な計画とまでは位置づけないということだということですが、これを、実施計画をつくった後に、市民の方を集めて、意見を聞くような場というのは、何か設けたことありますかでしょうか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

この計画といいますか、総合計画の進捗管理の状況等について、市長が私的に設置しております政策懇談会という会がございます。そこで、各種団体の方々に構成してるんですけども、そこで、この総合計画に対する御意見等はいただいております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その政策懇談会なるものなんですけど、何でも、私もこれ、政策懇談会とかいうものが開かれて、この実施計画について意見を言ってくれというふうに言われたという人に何人か会ったんですけども、その政策懇談会というのはどういう位置づけなんですか。今、市長の私的な諮問機関というふうに言われましたけど、それは、じゃあ例え、報酬なんかは出したりしてる委員会なんですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

この政策懇談会については、市長がいろんな判断をする上で、市長が市民の方の意見をより聞きたいというような案件があった場合、この政策懇談会を開いて、各種代表の方々から御意見をいただいた上で判断をするという位置づけになっております。

それと、先ほど言いました総合計画についても、毎年どういった事業してるのかというのは、定期的に委員さんにもお知らせする必要があることから、年1回もしくは2回程度は開催して、今の現状等を御説明してる会でございます。

報酬につきましては、一般の条例で規定されております委員報酬に準じまして、謝金としてお支払いをいたしております。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） そこなんですよ。私はですね、政策懇談会という会は別として、実施計画をつくって、それに対して、いろんな関係者や市民関係から意見を聞いたりしながら、意見を取り入れながら、つくっていくということには大賛成なんです。だから、そのことをするなど言ってるわけではないんです。ただ、やり方なんですよ。前回からずっと言ってる、わかりやすい予算書づくりをつくれって言ったときもそうですけれども、なるべく市民の皆さんのいろんな意見を取り入れながら計画をつくったり、あるいは、できれば予算も市民の意見、あるいは議会の意見を予算編成の前に取り入れる場をつくってくれと再三再四言っておりますけども、この実施計画についても、政策懇談会みたいなことをつくって、市民が、こういう政策を重点的にやろうとすることについて、どう思ってるか意見を聞くのはいいと思うんですが、ただ、それがですね、市長の私的な機関でやるべきものではないんじゃないかと思うんですよ。それこそ住民自治基本条例で設置されているようなパブリックコメントをとったり、いろいろするのは大変だって、もう、市の執行部として、きちんと市長が個人的に何人かの住民を集めて意見を聞くのではなくて、市の執行部が実施計画をつくる時に、住民の意見をきちんと参考にして取り入れたという場を設けるのであれば、私はきちんと条例で設置されるべき、正式な諮問機関にすべきではないかなというふうに思っています。

この議論については、前回というか、以前の議会でも取り上げましたけれども、何を言ってるか、わかりにくいかと思しますので、もう一度、説明申し上げます。

資料の2ページ。地方自治法で、これ総合政策課長はわかってらして、このこと言ってると思うんですけど、地方自治法の138条の4に、「地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会または委員を置く」、要するに、執行機関が委員会や委員を置くときの条件として、その3項です。このようなことが規定されています。

「普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の付随機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる」と。要するに、何を言ってるかという、市が諮問委員会ですとか、あるいは調停だとか、審査をしますとか、審議会を設置するときには必ず法令か条例でこれを設置しなければならないと規定されているということです。これは昔、私が庁舎問題について、何か委員会を設置して、それが市の諮問機関だと言ったことに対して、条例で設置されていない会を正式な市の諮問機関ではないというふうに指摘をしたことによるのと同じところですけども。これと同じで、実施計画について市民の意見を聞きたいという、そういう委員会あるいは審議会のようなものを開くのであれば、きちんと条例で設置すればいいんじゃないかと思うんですけども、どうして市長の個人的な委員会に位置づけてるんでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

現在、なぜ、私的諮問機関としてということなんですけども、今の考え方として、審議会等で正式に設置した場合ですね、そこに諮ったときに、審議会なり委員会の総意として答申書なりを出すということなんですけども、今、政策懇談会で議論していただいていることは、その会議の総意という意味ではなくですね、そういったいろんな立場の方々がそれぞれの御意見がありますので、それをその会でまとめるとかいうことではなく、すべて市長に内容については報告をして、さまざまな意見を踏まえた上で、市長が判断をするということで、そういった機関という位置づけになってるというふうに理解しております。（発言する者あり）

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 条例で定めた機関である市の正式な諮問委員会であることの意味とですね、市長の個人的な委員会であることの意味は全然違うんですよね。私的な、市長の個人的な仲間を集めて、市長が自分の考えをまとめるのに、個人的にその周りの人たちを集めて意見を参考にすればいいっていう程度のことと、そうじゃなくて、市民の声をきちんと聞きますと、市としてですよ、市の執行機関として、市民の声を聞きますということは全然意味が違うんですから。

実施計画に反映させるのであればね、これはちゃんとした機関にすべきだと思うんです。しかも、この実施計画——持ってらっしゃる方、83ページですけども、この政策懇談会の推進というのも主要施策の一つとして書いてあるんですよ。由布市政策懇談会の推進というのを総合計画の進捗状況及び市長が指定する重要施策について意見を聴取するっていうことを重要施策として上げてるわけですよ。こういう市の重要な政策を市長の個人的な会でいいんですってこと、私はありませんと思うんですよ。これ、ぜひですね、条例できちんと設置した委員会でやるべきだと思うんですが。なんだったらですね、この政策懇談会を条例化するのではなくて、私、この総合計画の進捗状況を審議する会はね、もともとちゃんとあるんです、実は。もう既に、由布市の条例で設置されている「由布市総合計画審議会」っていう条例がちゃんとあるんですよ。これを使えばいいんじゃないかと思うんですが、しかも、この由布市の総合計画審議会の目的は、総合計画の進捗状況の管理について審議するのが委員会の義務として設置されていますけど、この由布市総合計画審議会って、ちゃんとした条例で設置された機関があるにもかかわらず、どうして、これに諮らないのか。この総合計画審議会っていうのは、今まで開催されたことはあるんでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

現在、その総合計画、これを作成するときに開催をした経緯はございますけども、21年度、この総合計画審議会を開催したことはございません。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この政策懇話会みたいなね、市長の個人的なものを集めて、それも年に1回だけ集めて、何となく意見を聞いて、市民の意見を聞きましたなんていうことをするとね、私がかえって、それって、要するに、市民の意見を聞きましたっていうポーズとりのガス抜きだと思われるんじゃないかと思います。実際、年に1回そんなことをしたって、きちんとした市民の意見が、私は実施計画に反映できるとは思ってません。やるんだったら、中途半端なやり方をするんじゃなくて、しっかりと、こういう審議会があるんだったら、条例で設置されてる審議会を活用して、その条例設置の目的どおりの総合計画の進捗状況をきちんと審議して、答申をいただいて、その答申を次の実施計画に反映させるというのが真つ当な筋ではないかというふうに思いますが、この政策懇話会というようなものではなくて、総合計画審議会にこの実施計画を諮るお考えはありませんでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

政策懇談会の位置づけも含めて、今後の総合計画の審議のあり方というのは、今、御指摘の審

議会等で諮るかどうかも含めて、22年度から検討して、なるべく、そういう形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） わかりました。声を聞くとか、やるとか言ってるわけじゃないんですよ。やるんだったら、ちゃんとやらないと。形だけやりましたみたいなことすると、かえって中途半端だということを申し上げたかったんです。

あとですね、実施計画もそうなんですけども、今回、施政方針演説の中にもいろいろ上がってきましたし、先日までの同僚議員に対する答弁なんか、いろいろ聞いてますと、今回からいろんな計画が策定されるようですね。都市計画マスタープランを策定するとか、あと、観光基本計画をつくる。景観計画、スポーツ振興計画あるいは市道の道路整備計画とか、いろんな、あるいは公共施設の配置計画もつくりたいって言われてましたけど、いろんな計画を策定するというふう言われております。しかも、それぞれの計画を策定した後は、必要なものに対しては、その計画の実施計画もつくっていく必要があるというようなことを答弁で言われていました。

私はですね、思いつき事業にそれぞれ予算をばらまくようなことではなくて、計画的な行政運営をすべきだと、計画的に施策が展開されるべきだと、ずっと主張してきましたので、こういう計画を策定されるということについて、私は結構なことだとは思いますが、ただですね、それぞれの課が、それぞれの分野で、それぞればらばら勝手にこういう計画をどんどんどんどんつくってしまって大丈夫なんだろうかという気が非常にするんですよ。こういう都市マスだとか、あるいは景観計画だとか、観光基本計画だとか、市道の道路整備計画だとか、いろんな計画が一斉につくられるということなんですけど、これらをどういうふうに、各種計画を総合的に位置づけて、全体として、どういうふうに整合させようとしているのか、そこら辺はお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（**淵野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

確かに計画はいろいろ関係があると。特に都市計画マスタープランと道路整備計画との関係、それから土地利用計画も本当はそれに入ってくると思います。それから観光振興にしても、いろんな景観政策とか、いろんな道路整備の施策とか、当然関連してくると思いますので、進捗状況に差はあっても、それを総合的に監視していくという形は総合政策課にきちっとやれるような形で、そこに責任を持ってやらせたいというふうに考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 総合政策課でっていうのは、体制としては、各課でそれぞれ計画はつくるけれども、その計画策定の進捗状況は総合政策課が管理するということですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） やはり、策定段階の人選から含めて、すべて調整していきたいというふうを考えてます。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 計画1本つくるだけでも結構大変なことなんですよね。それを各課が真剣になって取り組むのはいいんですけど、真剣になる余り、自分の課だけの中で計画をつくってしまって、それが全体的な総合的な整合性がとれてなくて、あっちでああいう計画があって、ああいう事業するし、こっちではこういう計画があって、こういう事業をするしっていうようなことで、結局ばらばらで、事業ができなくて計画倒れになるんじゃないかっていうのを一番心配してるんです。そこら辺を総合政策課が音頭をとって、整合性をつけて、調整するということなんで、そこはぜひしっかりやってもらいたいと思います。計画の策定の順番というものもあると思うんですね。基本的な構想を掲げてる計画からつくっていったって、具体的な土地利用なんかに関する部分はその後だということもありますので、計画策定のプロセスの管理みたいなことをきちんとやってもらいたいなと思います。

それぞれの計画を整合させるというのは、関連づけるってことだけではなくてですね、そのもとにはですね、しっかりとした総合的なまちづくりのビジョンが必要なんではないかなというふうに私は思います。総合計画の基本計画や基本構想みたいなものがまちづくりのビジョンと言えばビジョンですが、こういう総花的なものではなくてですね、もう少し具体的に、この地域、あるいは、この5年間をかけて、ここではこういうまちづくりをしていくんだっていう総合的なビジョンというものを掲げる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 現在、総合計画の中で地域計画というのが策定されております。当然、これを見直す中で、やはり、市全体を見渡すもの。例えば、部門的には、国保とかいろんな計画がありますが、市全体で調整するものもあれば、非常に地域性の高いものも出てくるということで、現段階では現在策定されております総合計画の地域計画、そういうやつを念頭に置きながら、特に社会資本整備とか、施設整備、そのあたりは、当然それから外れないような形でやっていかなきゃいけないし、もし、それがいろんな問題が出たときには、ちゃんと地域審議会等の御意見をお聞きするというのも当然出てくるというふうに考えております。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 各種計画のもとになるまちづくり、地域づくりのビジョンというものについてはどういうことを言ってるかという、実は私、先日学んだんですけど、先日、総

合政策課が、これ湯布院地域なんですけども、総合政策課主催で、クアオルト構想についての講演会があったので参加させていただきました。旧湯布院町が40年ぐらい前にまちづくりのビジョンとして掲げた、そのクアオルト構想というのが一体何だったのかということを知り直すことができ、私も大変勉強になりました。市長も多分参加して聞いていらしたと思いますけども、あれを聞いてですね、クアオルト構想っていうのは、単に温泉を利用した温泉施設を利活用するだけのことではないんだと。もちろん副市長なんていうのは、もっとご存じだと思いますけども、クアオルトっていうのは、「クア」っていうのは、ドイツ語で治療とか、保養とか、療養のための滞在、「オルト」っていうのが、地域、場所っていうような意味らしくて、「クアオルト」っていうのは、要するに地域や療養や保養のために滞在できる地域のこと、治療や保養のために滞在できる地域のことを「クアオルト」。要するにクアオルト構想っていうのは、そういう地域をつくっていくんだという構想だというふうに学びました。しかも、そのクアオルトっていうのは地域内の景観ですとか、環境ですとか、医療、保養、あるいは芸術やスポーツなど、多彩ないろんな地域の資源を総合的に活用するために、道路はこういうふうにつくりなさいとか、健康に必要な温泉施設はこういうふう配置しなさいとか、あるいはクアミッテルハウスとかいうクリニックや病院施設はこういうふうに関連させなさいとか、あるいは公園とか、そういうようなものをどういうふう配置しなければいけないかと。それぞれの質をどういうふう担保しなければいけないかっていうの、ドイツの場合は国家基準として厳しく決められているというようなことを学びました。要するに、クアオルト構想っていうのは、ある一つの分野の特定の計画ではなくて、まちづくり全体をこういう保養や滞在や健康をもとにした町にしていくんですよっていう総合的なビジョンなんだということをお大変学んだわけですね。ああ、湯布院町っての、昔こういうことを掲げてたのかということも学び直したんですけども。由布市においてもですね、最初にこの地域とか、あるいは由布市というものをこういう町にしたいんだっていう、そういう総合的なビジョンがあって、そのためには必要な道路整備のあり方はこういうふうにしたほうがいいのか、あるいは公園整備の方針はこういうふうにするべきだとか、あるいは交通対策についてはこういう対策をとらなきゃいけないとか、自然景観対策っていうのはこういう方向でやっていくんだとか、そういう、あるいは町のデザインガイドだとか、滞在施設のあり方だとか、あるいは芸術、文化、スポーツ、福祉、医療サービスっていうのはこういうふうにあるべきだとか。すべての分野においての各種の計画のもとになるビジョンみたいなものを、まず、きちんと掲げること。それを割と具体的なイメージとして出すことが必要なんではないかなというふうに私は思ったんですけども、市長、そういうことについてはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私もクアオルトの講習会に行って話を聞きまして、改めて、これまでの

取り組みは素晴らしいというふうに思いました。総合的には、やっぱり、もう少し、みんなで十分協議をしながら、本当の意味のクアオルトというのをつくっていく必要があると思います。そういうことで、議員おっしゃられるような形を考えていくことも大事なことでありと思っています。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私はこういうふうなまちづくりをしると突きつけてるわけじゃなくて、考え方として、最初にビジョンとする、まちづくりのビジョンを掲げて、こういうイメージのまちづくりビジョンがあるから、道路計画っていうのはこういう方針でやるんだとか、景観計画っていうのはこういう方針でやるんだっていう計画の方向性をそのビジョンに基づいて位置づけていくっていう考え方が必要ではないかなっていうことを申し上げたかったので、ぜひ、そこは市長のお考えになってることを示していただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきました。次、地域審議会のことについてお伺いをいたします。

今、地域審議会の公募をしていらっしゃいます。ちょっと具体的な確認なんですけども、地域審議会の委員は15人いると思うんですけども、今公募をしている、この公募と公募でない委員の人数の内訳っていうのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

地域審議会15名以内で構成するというふうに規定されておりまして、そのうち公募委員を5名、一般推薦委員を10名という位置づけで、今行っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その公募5人で、それ以外は10人にしたっていう根拠は何かあるのでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 地域審議会、当初、合併のときにしたんですけども、そのときに3分の1程度は公募の委員さんが必要ではないかということで5名という規定をしたということでございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それでですね、これ前回の公募結果を受けてるんですけど、多分、湯布院、挾間地域では公募枠への応募がすごく多くて抽選があったというふうに聞いています。庄内は公募枠に満たなくて抽選することもなかったというんですけども。それでですね、これ、特に3分の1程度というようなことで、別に条例に規定されて、数が規定されてるわけではなくて、地域によっては、公募枠の人数をもうちょっとふやしてもいいんじゃないかなとい

うふうに思うんですが。特にですね、この地域審議会っていうのは専門的な知識や見地を要する委員会ということではなくて、地域の住民の意見を反映させるための委員会であるんですから、まずはそういうやる気のあるというか、意志がある、ぜひ、自分が地域審議会に入りたいという住民の人たちの意思を尊重してですね、なるべく公募による市民を中心に組織して、公募の人たちだけでは、例えばバランスがとれないとか、偏りがあるといった場合には、公募枠を中心にした後、それを補う形で一般枠の人数を割り当てたらいいんではないかなというふうに思うんですが、公募枠の人数をふやすというようなことを検討できませんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

地域審議会の公募制、特にですね、公募枠じゃない、一般の方の委員さんについてはですね、それぞれの地域ごとで実情が違うということで、その辺は各地域振興局のほうで、それぞれの実情に応じて公募制を変えることもできるというふうに理解しておりますので、その辺は応募の状況とか、いろんな状況があろうと思いますけども、その辺は各審議会でも、3地域それぞれ、同じ形が一番望ましいんですけどもね、地域によっては多少人数が変わっても、それは許容範囲ではないかなというふうに理解しております。（発言する者あり）

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 地域によって、ぜひ、柔軟に対応していただいてですね、公募人数が多いところについては少し公募枠を広げるというようなことあってもいいんじゃないかなというふうに思います。というのはですね、私、何回か地域審議会傍聴させていただいたんですけど、概してですね、思ったのは、一般枠って、要するに各種団体代表の方が多くなんですけども、一般枠の方って、概して、出席率あんまりよくないんですよ。それから、出席されていてもですね、自分の母体とする団体の代表として来てるので、なかなか意見が言えないというのが実情なんですよね。団体としての、代表としての意見なので、個人的な感想言えないのでって、ほとんど意見が出なくて、会議が余り活性化されていないというのが印象的でした。ぜひですね、公募枠を広げられる、振興局が広げていただいて、活発な市民の意見が取り上げられるような人数配分を検討していただきたいと思います。

それから、団体代表についてもですね、団体を代表して出るのであれば、その代表者が欠席しなければいけないときには、団体からの代理出席みたいなことを認めてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 小林議員の御質問にお答えします。

その辺はちょっと検討してみたいというふうに思っております。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） まだ、公募期間中ですので、ぜひ、柔軟に検討してください。

それから、地域振興基金についてですけども、地域住民への連携の強化の目的に沿った使用していきたいということを言われていました。今、この地域振興基金、現在高は幾らぐらいありますか。

○議長（瀧野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。昨年、生活対策の基金を4,100万円入れたところなんです、純粋な基金としたら3億円です。それと合わせて3億4,100万円、それに利息分がついたような現状となっております。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） この3億4,000万円ぐらいの基金の使い道をどこでだれが決めるのかということなんですけども、これはだれが用途を決めるのでしょうか。

○議長（瀧野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） この基金につきましては、一応、償還が終わった分についてから年度開始でできるということで、この基金の目的に沿ったような形の事業に充当ということになるかと思えます。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 実は私、これ同じ質問を19年の第3回の定例議会で聞いてるんです。お配りしてる資料の3ページにですね、「由布市地域審議会の組織及び運営に関する事項」、これは由布市の条例にあります。これの第3条見ていただきたいんですけども、「由布市の地域審議会は設置区域にかかわる次の事項について審議し答申するものとする」の3つ目で、「地域振興のための基金の活用に関する事項」って書いてあるんですよ。私、これを使って、19年の3月定例議会で、「地域審議会はこういう地域振興のための基金の活用についても審議できるってことなんです、これは地域振興基金の使い方を地域審議会で審議するってことですか」と聞いたら、当時の財政課長は、「そういうことになると思います」と答えられていましたけれども、3億4,000万円の使い道を地域審議会で諮るといことなんですか。

○議長（瀧野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） この地域審議会の第3条に決められておりますように、地域振興基金についても合併特例債等で積み立てを行っている基金ですので、当然、それを使うときには地域審議会の意見を聞くようになるというふうに理解をしております。

○議長（瀧野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） わかりました。じゃあ、ぜひ、地域審議会の意見を聞いていただ

きたいと思います。

あと、済みません。時間がなくなりました。景観整備についていきたいと思います。

屋外広告物の設置基準の一部変更については市長が御説明いただいたとおり、県からの権限移譲に沿って、湯布院地域の「潤いのあるまちづくり条例」の基準に合わせたものだというふうに理解をしております。これは大変、ぜひ頑張ってやっていただきたいんですけども、ただですね、これを徹底しようとなると、屋外広告物の設置基準、大変厳しい基準になっております。特に湯布院地域は。これに対する違反広告物などに対する撤去ですとか、指導勧告ですとか、そういう作業を由布市が権限を持ってやらなければいけないということだと思っておりますけど、これ具体的にはどういう体制で、どのような頻度で、どういうふうにやられるおつもりなんでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（**工藤 敏文君**） 都市・景観推進課です。小林議員の御質問にお答えをいたします。

現在、違反広告物への対応方針としましては、調査の後に許可が必要なことや自主的除去をお願いする文書を管理者に郵送でお願いをしております。その後、湯布院町におきましては、簡易除去ちゅうのを行いました。まだ許可申請をいただけない方については、2回目の是正文書を発送しているところでございます。非常に難しい問題でございまして、一たん看板撤去しても、また、文書が行くと、撤去して、すぐまた立てるという状況もございまして、あきらめずに粘り強く取り組みたいと思っております。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） この看板、屋外広告物対策って非常に大変なんですよ。言われたように、取っても取ってもいたちごっこになってしまうというのと、あと、指導・勧告してもなかなか応じてくれないというようなことが実態だと思いますので、大変な作業だと思います。ポイントはですね、これ実は、私も湯の坪街道の屋外広告物の景観計画策定のときに、ちょっとボランティアでかかわらせていただいた体験から言うと、一番大きい効果は、できてから指導しても遅いんですよ。だから、できる前に指導することが一番の効果なんですよ。それは先ほど市長も言われたように、屋外広告物を出すのに事前に申請が要ることすら知らない人たちがすごく多い。それを知らせれば、湯の坪街道のあたりでは、1軒1軒回って事前に周知したら、最初にそういうこと言ってくれば、それに合わせて看板つくってくれるというお店がふえてきているようなんですよ。知らないから勝手につくっちゃって、後から違反ですよって言われても、お金かけてつくってる物を取り下げろって言ったって、お金もかかるしってことで大分トラブルになるんで、事前に知らせるってことが何より重要。で、市報で何回も通知してるって言ってらっしゃいますけど、それだけではなくてですね、出すのは市民じゃないんですよ。市外

の業者ですとか、市外から入ってきているお店の経営者なんかが多いので、市報を見てない人も多いので、そういうところに対するPRをですね、例えば、看板業者ですとか、公告会社ですとか、あるいは地権者の地元の地権者たちにも徹底しておくとかですね、新規店舗が出そうになったときに言うておくとか。そういう事前に指導しておくというのが一番重要なので、そこにぜひ力を注いでいただきたいということ。時間がないので、一気に言いますけども、もう一つは、やっぱり、日ごろから目を光らせておくことっていうのが非常に重要です。湯の坪街道の例をまた取り上げますと、あそこは何となく、あの地域は看板を勝手に出しちゃいけないらしいよ、うるさい地域だぞっていうような話が何となく伝わって、新しい店舗を出す前に、事前に計画書が市のほうに相談に持ち込まれたりするというようなことがありますので、日ごろから、常日ごろから目を光らせておくこと。そのためにはですね、市の職員が毎日、毎日、市内パトロールするのは大変だと思いますので、これちょっと提案なんですけれども、よく不法投棄だとか、放置自転車の監視員みたいなのを頼んだりするようなことがありますけど、ぜひですね、違法広告物の監視員みたいなことを、例えば、地元の人たちにですね、依頼をしてみると。で、何か違法な広告物が出てるよっていうことを連絡受けたら、それに対応するというようなことをしてはどうかというふうに思いますので。ちょっと時間がないので御答弁は結構ですけど、ぜひ、それ検討していただきたいなと思います。

それから最後に、電線の地中化です。湯の坪地域の一部で実験事業としてやるというふうに言われておきましたけれども、これどれぐらいの距離を想定してやろうとしてらっしゃるんでしょうか。

○議長（**刈野けさ子君**） 産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 今回の計画につきましては、由布市にとりまして最初の事業でございます。一応100メートルを予定いたしております。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 実験事業で100メートルっていうのいいんですけど。電線地中化について資料をお配りさせていただきました。4ページの下を見ていただきますと、これすごい絵が出てます。ニューヨークが120年前にはこんなに電線が張りめぐらされてたという絵だったそうです。小池百合子さんが環境大臣のころに国会で出して話題を呼んだ絵ですけども、日本の電線地中化というのが全然進んでないんですね。それに比べて海外諸国というのも電線地中化がすごく進んでいる。電線地中化というのは、これ何も景観のためだけではないということを私は申し上げたいんです。電線地中化のメリットは、その資料見ていただいてもわかりますけれども、電柱あるいは電線というのは地震が起きたときには凶器になるんですよ。それから交通上も非常に危ない物にもなりますし、あるいは交通事故の原因にもなったりしています。電線地

中化するのには景観としてのメリットだけではなくて、道路の安全性ですとか、交通上の問題に対しての対策になるということなので、今回たかだか100メートルで景観としての効果を図るだけではなくてですね、こういう道路の安全上の問題として取り組んでいただいたときに、湯の坪だけでなく、私、これは全市的に取り組むべき施策ではないかなというふうに思います。何しろ莫大なお金がかかりますけど、今回国が100%の補助事業でやれるというようなメニューもあるようですので、今後、ぜひですね、市長、これ全市的な取り組みとして、電線の地中化あるいは無電線化を図っていただきたいと思いますと思いますが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） これは莫大な予算がかかることからですね、やっぱり、国の動向もしっかり見極めて、そして大事などこからやっていきたいというふうに。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ぜひ、進めていただきたいと思いますというふうに思います。

100メートルだけちょっとやるのではなくて、本当はですね、湯布院地域、あるいは、私、挾間地域の住宅密集地も電線地中化に取り組むべきではないかなと思いますので、それは今後の政策展開に期待をしたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきたいと思いますと思いますが、最後に、この3月をもって退職をされる部長さん、課長さんたちが多くいらっしゃるというふうに思います。その方たちに、これまでの御尽力に感謝を申し上げたいと思います。特に、ことし退職される方々は合併して最初の4年間の由布市づくりの屋台骨を支えてきた方々だったというふうに思っております。これから市長が2期目を迎えて、いよいよ新しい由布市づくりが始まるというときに退職をされるというのは非常に残念ですけれども、これまでの御苦勞に感謝を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

.....

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

次に、12番、西郡均君の質問を許します。

○議員（**12番 西郡 均君**） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

きょうは傍聴者にね、朴木小学校の後輩ということで来てくれたので、この壇上から質問を最

初にさせていただきます。（拍手）

よく来てくれました。ありがとうございます。

私は、通告一応しましたけれども、余り通告にこだわらない性格ですのでよろしくお願いたしたいと思います。

通告をすると、どういうふうになるかちゅうの最初にちょっと言いましょね。きょう来たら、この資料配られてるんですね。議案質疑の通告を先日いたしました。その中にかかわることなんですね。しかし、そういうことをやってもらったら、通告はしたら、そういう対応するけども、しなかったらしないというね、通告制の悪いところの見本みたいなことをちょっと見たんで、通告はなくても、できるだけ答えられるものは答えるという姿勢で臨んでほしいというふうに最初にお願いたしたいと思います。

今定例会が始まって、市長から行政報告が幾つかありました。一番気になるのは、挾間町の住民はもちろん、由布市の市民も注目している管理型最終処分場ですね。産廃の処理施設、一体どうなるんだと。市民は役場の頭脳というんですか、職員、市長を頼りにしております。阻止するための具体的な方策を持つてるのかどうかと。私が一般質問で取り上げて、最初に取り上げたのが9月議会だったと思います。そのときは全員現地に行っていました。その後6カ月たったわけなんですけども、由布市として、この産廃施設を阻止するための具体的な方途を持つてるのかということをお尋ねしたいと思います。

先般、水俣に行って、市長が産廃施設建設反対を表明して、一貫してそれを重視し、つぶさにその内容も尋ねることができました。ぜひ、由布市の市長として、どういうふうにお考えなのか、お知らせいただきたいと思います。

2つ目は、先ほど小林議員も取り上げた日出生台での演習場の海兵隊のやった中身であります。市長は先ほど協定の範囲内だというふうに言われてました。しかし、発煙弾の使用の自粛を要請するぐらいですから、これがどういった性格のものであるかというのを把握してるのかどうか、そこ辺が気になります。照明弾や発煙弾について、市長自身、九州防衛局や4者協の中での議論だけではなく、自分自身で情報収集して、そういうことを確認してるのかどうか、そこ辺が一番気になる場所です。アメリカ海兵隊の訓練拡大になるんじゃないかという指摘に対して、そうはならないというふうに答弁したようなんですけども、その根拠を明確に示していただきたいと思います。使用の自粛を要請するぐらいなら、明らかにそれは決められた範囲の外の使用を懸念して言ってるんじゃないですか。もっと暴論なのは、弾数が協定にないなんてことを平気で口にしました。沖縄の本土移転に当たっては同一同量ということをお約束して受け入れたわけなんです。にもかかわらず、そんな詭弁が通ると思ってるんですか。ちょっと気になりますんで、訓練拡大ではないのかどうかを明確にお答えいただきたいと思います。

2つ目に、施政方針について気になることをお尋ねいたします。12月議会でもお尋ねいたしました。12月の施政方針が総合計画にうたわれてる内容と異なる7つの提言というのを行いました。聞いてみたら、選挙の公約だそうです。ここで気になるのが、選挙の公約と由布市の総合計画。やっぱり、峻別すべきだというふうに私は考えます。確かに選挙のときには、こういうふうにパンフレットですね。首藤奉文後援会ということで、その7つの提言を発表いたしました。12月の施政方針で、懸念したとおり、今回、その資料が出回りました。財政課の資料ですね。その中に7つの提言に基づく施策というのが書いておりました。基本構想の7つの具体的な提起について、市長が選挙で提言されたことを強調する部分には一向に構いませんけれども、選挙公約そのものを公の資料にするなどということは、本来あってはならないというふうに私は考えるんです。したがって、今回の施政方針は全く、さっきの指摘どおり、総合計画の7つの大綱ですか、それに基づいて述べてますんで、さきの12月の施政方針とは異なりました。これがまともだというふうに私は思います。その違いをどういうふうに峻別しているのか、あるいは区別してなくて、いい加減に使っているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

3番目にお尋ねしたいことは、今回幾つかの議案が提案されました。2つ、その中で特に気になることをこの場でお尋ねいたします。議案第15号の提案理由には文化財保護法の制定年と法律番号を記載しています。しかし、課長の詳細説明では文化財保護法の一部改正が行われたので、それによって追加された文化的景観を挿入したいという説明でした。まさに記載しなければならないのは、文化財保護法の改正の制定年と法律番号、これはこれまでも何度もこの場で指摘していることでもありますけれども、関連の議案、似たような議案はいつも過ちを出して——過ちとは言えないということ、前の総務部長、開き直って言いましたね。大久保なんかという人は。しかし、それでは適切でないということは何度も言いました。これがどういうふうに判断しておられるのか、提案者として意見を伺いたい。

議案第38号、来年度の由布市の農業集落排水事業の当初予算が出てます。残念ながら、庄内町東長宝の農業集落排水は、オープンしたときから、市長が町長に当選されたときから、長宝団地の、団地の汚水を入れなきゃならなかったこともありますけれども、つくった当初から飽和状態で、適切な処理ができないという状態で10年以上経過しています。ことしまでは、これを不明水ということで何とかせないかんということで対策を講じてきました。ところが来年度の予算書には全くそのことが出てないんです。先ほど話題になりました、第2期実施計画、ここには農業集落排水整備の施設の整備で、ことし、機能検査、施設の増設を検討し、用地の取得までを行うようになってます。来年度は実施計画をつくり、再来年には増設をするというふうに、する予定だというふうに書いてます。しかし、予算書にはそういうことが全く伺えないんですね。もちろん総合計画の基本計画の中にも増設云々はありません。多分、この総合計画をつくった時点で

は、東長宝の農業集落排水にはそんなに危機感を持っていなかったんじゃないかというふうに思います。当初予算についての不明水対策はどのように組まれてるのか、御見解を求めます。

4番目に、さきの定例会で最終日の冒頭に一般質問の答弁に対するおわびを行いました。具体的な話があるものというふうに思っていたら、何の話もないんですね、私に対して。私が改善を求めているにもかかわらず、私に対して何も返答がない。一体どういうふうに改善をするのかっていうの、さっぱりわからないんです。この場でどういうふうに改善するのか、具体的に。しかも、担当課から何のお話もないことですから、担当課長の話もしてないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺が気になります。お答えをいただきたいと思います。

最後に、代表監査委員にお尋ねいたします。監査委員の指摘事項をずっと見てみますと、前回12月は指摘事項なしでずっとありました。今回若干指摘事項ありますけれども、2つほど気になりますのでお尋ねいたします。

今回の最終補正で、今まで指摘したように予算の増減についてかなりの修正が、補正が行われました。そのことは是とします。しかし、この最終補正まで、半年以上にわたって収入調停をしながら予算化してないものがありました。監査委員は例月出納計算の中で、そういうことをきちっと指摘していないのかどうか、それが気になりました。前の監査委員はきちっと予算化しなさいということを言って、それなりに修正、補正する課もあれば、全く放置している担当課もありましたけれども、監査委員として、そういう指摘がなかったのかどうか気になりますのでお尋ねいたします。

2つ目は電気、ガス、水道、生活に不可欠なライフラインの、その水道事業の給水停止について言及しております。監査委員は、もう今から相当前、10年以上前になりますか、監査制度の中に行政監査が組み入れられたのをご存じだと思います。財務の監査だけでなしに、これが市民生活にとってどういうふうにあるのか。市民の安全安心を守るものなのか。暮らしをよくするものなのか、そういうふうな行政効果も監査する役割を持っております。行政監査についてはしつこく言ってきましたけれども、具体的な計画書、いまだに出しておりませんが、そういう立場に欠けるのではないかというのが、この水道事業の給水停止です。金を納めてないから水道をとめる。生活困窮者に対して、どういった対応してるのかというのが片っぽにないと、とんでもないことになると思います。もちろん、金があって出さない輩についてはきちっと対応するというのは当然のことです。しかし、出すに出せないというのは、今、年金あるいは普通の労働者であっても一定の収入を得るのが困難なこの時期に給水停止をされたんではたまらないと。監査委員においては生活困窮者に対するそういう配慮といったものがあるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

以上で壇上での質問を終わりますが、再質問は質問席にて行います。どうぞよろしくお願いし

ます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、「管理型最終処分場の建設を阻止するための具体的な方策はないのか」ということであります。具体的な方策につきましては、用地を取得させないことや、土地利用規制や条例整備による規制あるいは将来の裁判を見通したデータ収集など、幾つか考えられますけれども、状況に応じて適切な判断と対応ができるように、まず、組織体制が必要であると認識をいたしております。

今回は大分県から事前協議書の取下勧告が出されたところでありますが、決着がついていないことや、今後計画変更や新たな計画が提出されることも考えられ、予断を許しません。本定例会初日の施政方針でも述べさせていただきましたが、専門的な部門を設置して対応してまいりたいと考えております。

次に、「照明弾や発煙弾使用はアメリカ海兵隊の訓練拡大ではないか」という質問であります。先ほど小林議員にも御答弁申し上げましたが、県と1市2町が九州防衛局と締結をしております「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」につきましては、射撃訓練の日数、155ミリりゅう弾砲の砲数、隊員の人数、車両の数を指定しているところであります。照明弾や発煙弾につきましては155ミリりゅう弾砲から発射される弾の種類と考えられますし、移転訓練前の沖縄でも使用していたと伺っております。このことから訓練が拡大されたとは受けとめていないところであります。

次に、「12月の施政方針と今回の施政方針、その違いをどう受けとめるか」ということであります。

昨年12月の第4回定例会で申し上げましたように、その施政方針につきましては、由布市施政2期目を担うに当たりまして、向こう4年間の施策の方針について一端を申し述べたものでありまして、由布市の総合計画に沿ったものと、私が選挙時に市民の皆さんにお示しした施策等の実現に向けた施政方針でございます。今回申し述べました施政方針につきましては、新年度の施政執行に対する私の基本的な考え方を申し述べたものであります。総合計画及び実施計画に沿ったものであると考えているところであります。そのように御理解をいただきたいと思っております。

次に、提案理由を聞いて気になることの1点目ですが、「議案第15号の提案理由にある「文化財保護法の改正」に関する御質問について」お答えをいたします。

今回の条例改正にかかわります文化財保護法の改正は、平成16年法律第61号の「文化財保護法の一部を改正する法律」に基づくものでございまして、平成17年4月1日施行となっております。

「一部を改正する法律」の改正内容が法律本体に溶け込んでから、既に5年近くが経過しておりますので、提案理由に関して議員から御指摘をいただきましたが、このようにさせていただきたいと考えております。本来であれば、合併前に所要の条件、条例改正をすべきものでありまして、今後、このようなことがないような配慮をしてみたいと考えております。

次に、「農業集落排水事業の当初予算に不明水事後対策がどのように組み込まれているのか」ということであります。昨年のカメラ調査から今年度、戸別調査や流量調査を行ってまいりましたが、今年2月2日に流量調査の最終結果が提出されまして、現在調査を委託しております「土地連」が最終報告をまとめている状況であります。その最終報告を受けて、今後のとるべき方向を定めてまいりたいと考えております。

なお、これまで多量の流入量に対応するため、処理時間を短縮して運転しておりまして、機器の耐用年数を考慮し、処理の主要機器である「ジャバラ交換・補修」の経費を平成22年度の当初予算に計上しているところでございます。昨年5月以降、戸別に調査を行ってまいりましたが、雨の量が少なかったこともありまして、9月中旬から12月中旬まで3カ月近く流入量が処理能力の範囲内となっているところであります。早急に調査結果をまとめまして、平成22年度の早い時期に今後の対応ができるように考えております。

次に、「前定例会の最終日の答弁について、どう改善するのか」ということでございますが、昨年の12月定例会におきまして、議員さんから、「私が質問したことは執行部として答弁すべき内容ではないか」との指摘をいただきました。最終日におわびを申し上げたところでございますが、今後の議会答弁につきましては、徴税吏員等の職員が職務上知り得た内容等による地方公務員法第34条の規定と、34条は守秘義務であります。その規定と個人情報保護の観点から、総合的にしんしゃくをして判断をしてみたいと考えております。現在、個人情報保護の観点から、個人情報を除き、可能な限り答弁を行うよう担当部課長に、部長、課長に指導しているところであります。このようなことから、個人情報等が含まれる一般質問等をされるような方におかれましては、質問の具体的内容などについて、個人情報保護担当課である総務課に協議を事前に行っていただければありがたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（**浏野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員です。12番、西郡議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目に、「監査委員はこの最終補正まで収入調定をしながら予算化しないものについて、どう考えていたのか」という御質問でございます。

監査委員といたしましては、予算化を言及することについて範疇ではないと考えております。

収入におきましては、当然にして、市長のほうでそれを調定し収入するというのが正当でございます。

次に、「生活に欠くことのできない水道事業の給水停止に言及しているが、生活困窮者に対して減免などの措置が講じられているのか」との御質問でございますが、由布市の水道事業給水条例第35条において、料金が指定期限内に納入されないときは給水を停止することができる定められております。しかしながら、由布市水道事業給水条例施行規則には、管理者が特別の事由があると認めた者に対しては、軽減または免除する旨の規定もございます。給水停止の措置は納入の話し合いに応じないなど、悪質な場合のみ実行されている措置であることから、生活困窮者についても所定の手続きを経ることにより減免等の措置が講じられるということを考えております。これはもう条例規則に定めてあるとおりでございますので。

以上、答弁を終わります。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） それでは再質問をさせていただきます。

市長は今度の砲弾も当初の155ミリと同じ、その範疇に入るといふふうに言われました。それは市長の見解ですか、それとも4者協の見解なんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 4者協の見解であります。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） だから問題なんです。あなた自身がね、あの雲のように散らばる砲弾を見て、これが当初、あのよう、実際わからんですわね。どこに行ったかもわからんような、着弾地が発見できんわけですから。具体的なああいう写真を見せられてですね。そして、これが今までの通常の弾と同じだなんてこと、思ってるわけないでしょ。その辺はどうなんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） この検討については4者協で十分協議をしまいたいと思いますし、新しいことについても4者協で話し合いを進めていきたいと私は考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） そこが問題なんですよ。県知事の苦渋の選択ですか。あれを、まさにね、4者協の代表だからということで各町も受け入れたわけですよ。しかし、そのとおりにやるというのが、いかに愚かなことかとかいうの、ようわかる、さっきの話でよくわかるんじゃないですか。だって、4者協で話したことしか相手の隊長に伝えないなんちゅうね、ばかな話をさっきしてましたけれども。由布市の市長として、火事まで起こされて。だって、あのフェル

トは各地にばあっと散らばるらしいんですわね。白リンというのは自然発火する一番元らしいんですけどね。そういう原因までわかりながらね。多分、回答はいまだに防衛局からないと思うんですよ。火事の原因についての。幾ら自粛してほしいなどといっても、間に立っている防衛省、九州防衛局が、市町村のあるいは4者協の立場に立つようなところでないんだから。あくまでも、先ほど小林議員が言ったように、由布市の市長として言うべきことはきちつと言うと。疑問に思ってることはきちつと聞くという姿勢が必要だと私は思うんですよ。市長、そう思いませんか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） そのことも大事なことであります。

○議長（**渕野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） ぜひ、大事なことと思うんならね、実行してください。情けないです。やっぱり、由布市の市長として、先頭に立っていただきたいというのが私の願いです。これ一番冒頭に言いました産廃の施設でも同じなんです。行政が反対の立場を明確にするというのはかなり度胸がいったと思うんですね。私が最初9月議会、この問題を取り上げたときにこの場で言いました。担当課長が何と言ったか。これは必要な施設ですから、反対はできませんとまで言い切ったんです。あのときの課長はね。この場でもそのことは報告しました。市長自身も、あるいは副市長も豊後大野の例を出してね、かなり、そういうプレッシャーを感じていた部分もあったように聞いてます。しかし、豊後大野市、水俣市を直接訪ねて、はっきり感じたのは、やっぱり、トップに立つ者の姿勢が明確だったということです。市長、幾つか、産廃のことで行政としてどういうふうにかんがえるかということで上げられました。最初に上げられた用地の問題ですね。実は全部で五十何万平方メートルですかね。そのうち6割が野津原の籠ノ台の人の所有、4割が挟間、野津原の人の分の66%、39.6%が同意書出してます。挟間の4割のうち、そのまた4割16%の人が同意書出してます。合わせて50%をちょっと超してるんですけども。私が疑問に思うのはね、用地を取得してないのも、あるいは同意書もらってないにもかかわらず、事前協議や開発の許可申請が出せるという点。直接担当じゃないんで、その辺がどうかというのはわかりかねるかと思いますが、それは担当課に答えてほしいんですけども、こうしたことについて、市長、どういうふうにかんがえられてます。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 大分県の場合はですね、事前協議書を先に出して、それから協議をするという形。それから、よその県においては計画書を市民に提供しながら、そして、やっていくという両方のやり方があってます。熊本は逆です、大分県とは。そういう形でありますから、本来ならば、県が事前協議書の中でする前に地域住民がそのことを十分に理解して、そして考えを述べるべき場所が先にあるべきであると、私は考えております。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市長の場合はかなり先のほうを読んで、こういうやり方でしてほしいという部分だったと思うんです。私は、こと用地に関して、ちょっと聞きたいんです。担当課長、お答えいただきたいんですが。その用地の取得ができてないにもかかわらず、あるいは同意書がすべてそろわないにもかかわらず、事前協議が、許可が申請ができるという部分について、どういうふうに把握しておられます。

○議長（瀧野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。一応、これは先ほど申しましたように、大分県だけだと思うんです。福岡とか熊本にはないんですが、通常は、例えば、熊本ですと、環境アセスメントから入っていくとか、あるいは本申請から入っていくということですけども、大分県では独自の条例によって事前協議というのを設けております。その中で、第一段階目で、今途中になっておりますが、形式審査という段階で、ある程度、こういう書類があればいいですよということで、例えば、必ずしも土地は取得してなくても、こういう同意があるだとか、そういうことであれば、形式審査として県は書類を受理しますというふうには聞いております。で、その後に、中の内容を審査していくという過程をたどって行きますというふうには県から聞いております。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 県から聞いてるということでね、確固たるものがこの時点でもまだ明確でないんですよ。そのことが私大変不安なんです。唯一、これで何とかしようと思ってるのが、国有地があると言いましたよね。国有地の一部あるやつ位置、面積、あるいはそれをね、これを市が優先取得できるんだっていうことまで言われましたけれども、その後の経過はどうなってるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（瀧野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 西郡議員の御質問にお答えします。

公有地の市としての購入希望があるかということにつきましては、うちのほうに照会文書が来ました。それで環境課、そういったところと協議をしてですね、環境課が今度は事前協議に対する意見書を出した内容と同じ内容でですね、こういった計画があるので、市としても優先的に買いたいという旨の回答を県のほうにいたしております。しかし、その後、それに対する県からの対応というものはございません。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） いずれにしても受身じゃなくて、どうなってるんかと、すぐにも購入したいというような話を積極的に行っていくということで、市長が後に上げた体制もつ

くりたいという部分にかかわってくるんだと思います。そういうことを積極的に行われる体制にしてほしいと思います。やはり、熊本へ行ってびっくりしたのは、市長の姿勢もさることながら、市民の熱意というんですか、2万3,000ですか、人口が。それ、3万3,000の意見書をですね、皆さんからまとめて出すと。その意見書の参考になるバックデータはすべて市がそろえてね、地元の説明会までして、こんな状況ですけど、皆さん、どうですかといったら、子どもたちまでね、それに対して意見を寄せるというようになって、あの膨大な意見書になったと。いかに市民が主導的にやってるかというのがよくわかったんですけども、そういう点で、課題は幾つもあります。しかし、もう早速ですね、その組織をきちっとつくられて、そういう対応をされるようにお願いします。

最後にですね、一番気になることなんですけども、実は反対運動始めるときに、掲示板、看板をね、そこここ立てるということで、都市景観、いろんなことお話をさせていただいたんですけども、基本的に公共施設には反対を表示するような看板は立てられませんよということで反対協議会のほうも自粛してきました。しかし、豊後大野と水俣市行ってびっくりしたんですけども、庁舎に掲げたりしとるんですね。あるいは、水俣ではもう中に大きな看板までつくってるんですね。広場に。そういうことを考えて、市長、その辺はどうなんです。柔軟に対応できるんですか。

○議長（瀧野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これは住民の皆さんも市も私の考えも同じですから、公共施設でもどんどん立てていきたいと。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 次に行きます。

今度の施政方針について、市長、先ほども述べましたけども、総合計画に基づいて、きちっと述べたということで。私は、これは評価するんですね。これはごく当然のことで。その中に選挙公約で強調した7つの提言を散りばめる程度は許容の範囲内です。しかし、7つの提言を、やっぱり公の場でああいうふうに堂々と述べられたり、今回みたいに、財政課の資料の中に7つの提言でこういう事業がありますなんていうことをやるということは、行き過ぎだと私は考えるんですよ。市長自身そう思わん、いや、おれは通ったんだからいいんだというふうにお考えなのか、今後のことも含めて、ちょっとお聞かせいただきたいんですか。

○議長（瀧野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 思いは同じでありますけれども、今後はですね、そういう点については、ちょっと考えてみたい。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 十分配慮をさせていただきたいと思います。それやないと、職員までですね、それに迷わされて、うっかり、そういう資料つくってしまうんでね。気をつけてほしいというふうに思います。

提案理由で、法律に溶け込んでから、今回の場合は法律のそのものをやったんだと。溶け込んでるんじゃないなくて、放置して恥ずかしいから書けなかったんだというのが正直なところなんですね。今後はその部分も正直にさらけ出してですね、どうも申しわけありませんでしたと。実は合併前の各市町村が、各市が、町が悪かったんですよと、私には責任ないんですけども、やります、とはいっても、これまでいろいろあったから、そりゃ、しょうがないんですけど。今後につきましてはね、法律が改正されてやる分については、改正年の年と番号を出すと。答弁の中でそれを述べられたんで、これ以上は言いません。

次に、その議案でも農集のことです。担当課長にお伺いします。実施計画では増設をうたってますけれども、これを具体的にちょっと説明してくれませんか。どういうことなのか。東長宝とは全く関係ないことなのか。何ページですかね。20——ここだけページが落丁しちょん、違うんか、ホッチキスで隠れてるんか。こんな印刷の仕方は、何回も言うけどね、やめてほしいんですよ。

25ページの農業集落排水施設の整備充実のところですよ。総合政策課長でもいいですよ。実施計画の担当責任者ならば。

○議長（瀧野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。後の質問とも、また関連してくるかもしれませんが、今現在、農業集落、不明水ということではございましたけれども、昨年からは、私、担当始めましてから、先ほど答弁、市長答弁でも申しましたように（「マイク」と呼ぶ者あり）（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

○議長（瀧野けさ子君） 大きい声で言ってください。（「マイク」と呼ぶ者あり）

○環境課長（溝口 博則君） 昨年度カメラ調査やりまして、管路等の調査もやりました。また今年度、戸別調査、流量調査等もやってまいりました。最終的に、その報告をまとめて一つの方向性を出していきたいというふうには考えております。その段階で、議員さん、前からも言われましたように、施設の増強だとかいうことも言われておりました。それが仮につくるとすれば、どの程度の施設が必要なのかといったところを現在調査してる状況ですので、その結果によって今後の対応を考えていきたいということで計画をしております。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私はね、この計画を前倒ししようということを言いたいんです

よ。こんなに悠長なことを言っとらんで。ことしはたまたま加入者ゼロで、予算化してるから、いいんやけども。本来、あれは加入しなければならない人、まだ二十数%いるんですよ。にもかかわらず、たまたま3カ月間、水量が少なかったからね、何とか機械が運転できたけども。明らかに、これ以上、パンクしてる状態っていうのは変わってないんですよ。だから、こんな悠長なことを言っていないで、増設を前倒ししてでもね、やるべきじゃないかというふうに思うんですけども、増設そのものは東長宝というのは、今の課長の答弁でわかりました。

市長に伺います。やっぱり、結果がわかっただけですね、早急に増設を実施計画も含めて前倒ししてでもやるべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか、その点は。

○議長（**渕野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**溝口 博則君**） 私、とりあえず、答えさせていただいてよろしいでしょうか。——はい。

今、現在ですね、先ほど言いました3カ月の調査ということも申し上げましたけども、以前、議員さんも運営協議会に入られたときに、私も申し上げましたように、全体がなかなかつかみにくいんで、一つずつ調査しながら、消去法という形をとらせていただきたい。庄内町の場合は人頭制でございまして、それまで一体どんな形で、それぞれから接続されて、どんなものが入って来てるのかというのが非常にわからない状況であったということでもございましたので、1軒1軒調査させていただいて、不必要に接続されてるものは外していったりですね。それを実態、本当に超えている原因は何なのかということもずっと追ってまいりました。その結果なんですけれども、大体、おおよその推定量というのが出てきてましてですね、もうあと一つわからなかったのが、前回、長宝とか、そちらのほうがわかりにくい、不明であるということが大きかったんですけども、今回の調査の結果では、むしろ、蛇口五福のほうが推定量が大きく違ってるってこと、わかってきましたので、12月で、再度、流量調査実施いたしまして、その結果が2月に入って上がってまいりました。その結果をもとに回っていきたくと。

今の御質問の中で、一番、議員さんを初め皆さんが心配をされてるのが、990人で1日流入量が268立米という設計なのに、それをずっと超えてると。それに対して、その超えた分が全然処理されないで、そのまま流されてるじゃないかということが一番心配されてるだろう（「そんなこと聞きよんのやないやないか。質問のところにきちっと答えろ」と呼ぶ者あり）それですね、いわゆる268ですが、今現在の運転管理体制は、先ほど言いましたように、処理時間短縮いたしまして、最大540立米まで処理できる運転体制とっております。今通常入ってきておりますのが280から300。雨が入ると340ぐらいまいりますけれども、今現在は540立米まで処理できる体制で運転しておりますので、全く未処理で流されてるということではございませんので、そこを御理解いただきたいということで、ちょっと申し上げました。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） あのね、24時間たって、きれいになった水を流せない、悪いやつを6時間単位で流してるのが実態なんですよ。それでいかにもきれいになった水を排水して、かのように言うっちゃ——時間を短縮してるっちゃうのはそういうことなんです。私もクリーニング店のね、名前は言いませんけども、視察に行ったら、結局24時間沈殿して、きれいな上水を流さなならんけども、そういうことをやらなくて、強制浄化ちゅうんですか、それをやって短時間で流してるというふうに言ってました。しかし、それが結果的にどういうことになってるかっていうと、色のついた水が流れるということを目の当たりにするわけですよ。だけど、あっこ見てる、監視してる人はだれもいないんですよ。排水を。けども、不清浄な、短期間で処理するなんちゅう運転は正常じゃないんです。そんなことをいろいろあなたに言われたくもないんじゃないけども、言うから仕方ないんですが。危機感はないみたいですね。市長、どうなんですか。増設について、増設しなきゃならんということは考えてるから、これにうたったんでしょ。どうなんですか。この増設は勝手に書いたんですか。

○議長（瀧野けさ子君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平野 直人君） 今まで調査をしてまいりましてですね、これは、やはり、不明水ということで、他の水が入ってるんじゃないかということの主観にやっまいりました。しかし、今日に至りまして、利用者側のほうが別の水を流入しているということも判明しております。でありますんで、今後は利用者側の教育をやっまいりたいというふうに思います。農業集落排水じゃなくして、公共下水道的な排水施設というふうに勘違いをして、利用者側が考えてる方もおられるということで、こういう大きな水が入ってきたということも考えられますんで、そういうことを最初にやりまして、その後です、どうしても増設が必要な場合は、その計画に基づきまして実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ばかなこと言ってもらっちゃ困るんですよ。必要な場合はちゅうことで事業計画あげてるわけじゃないんでしょ。事業計画というのは、そういうのが必要だと認識しているから掲げてるんでしょ。何か木で鼻をくくったようなこと言わんでくださいよ。今から検討するんなら、そういう答弁でもいいです。しかし、既に実施計画を掲げて、今年度、その最初の初年度として、いろいろ用地取得まで掲げてるちゅうようなのを出しながらね、それに対して確固とした答弁ができないなんちゅう状態ちゅうのは、事業計画そのものを疑いますよ、私。

こういうチャイムがなるとね、あとはもう、どうしていいんかわからんことなるんですけど。

(笑声)

担当課長にお尋ねします。収納課長。あなた、今後答弁をどういうふうにされるんですか。

○議長（**浏野けさ子君**） 収納課長。

○収納課長（**工藤 敏君**） 収納課長でございます。ただいま西郡議員より御質問いただきました。

ただいま市長が申し上げましたとおり、答弁のあり方など指導を受けてきたところでございます。私は今年度収納課長として職責をいただきまして、初めての議会の答弁となりましたこと、不慣れで未熟な、自分も認めますし、お聞き苦しかったのではなかろうかと思っております。

収納課は現在8名の徴税吏員が配属されております。私もその先頭に立つ者といたしまして、今後も徴税事務の研さんに努めてまいる所存でございます。今後ともよろしく願いたします。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 個別、具体的なプライバシーにかかわることは国会答弁の中でも、その問題については答弁できませんと。しかし、一般論としてはこうですというお答え方をしてますよね。今回の場合もそれに該当すると思うんですよ。一般論としてお聞きしたいんですけどね。その発送文書に期日も文書番号もないような書類が発送されていたとしたら、あなたはどういうふうに対応されますか。あなたの管轄する書類の中で。

○議長（**浏野けさ子君**） 収納課長。

○収納課長（**工藤 敏君**） 収納課長でございます。今、西郡議員さんの御質問に対しまして、答えさせていただきます。

今、一般論というお話をいただきました。これも本当に収納課長に限らずでございますが、一般論的なお話ということになりましたならば、日付並びに文書番号は記入されておるものと認識いたしております。

○議長（**浏野けさ子君**） 西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 記入してなくて出したから言ってるんです。だから、そういう認識がまるでないというところが、私、問題なんです。だから、答弁の改善にも何にもなってないんですよ。いかにも、その場を取り繕って答弁すれば、それで済むように考えてる。市長も市長ですけども、担当課長もね、ちょっとずさんすぎますよ。ほかの人がやったんならいいですよ。しかし、あなたの課から出たとしたら、どうなんですかということを知っているわけですから。「あり得ないと思います」、そんなばかな答弁ありますか。あったことを私は指摘したんだから。猛省を促してね、次回もう1回、詳しく、またお尋ねします。

以上で、時間ちょっとありますけども、もう12時を過ぎたので、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（**浏野けさ子君**） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

これで今回の一般質問はすべて終了しました。午後からは議案質疑を行います。

ここで暫時休憩します。

午後0時04分休憩

午後0時05分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

議員の皆さん、ちょっとお時間いただきたいと——再開いたします。副議長、議席に戻ってください。

執行部のほうから説明がありますので、許可いたしました。総務課長。

○総務課長（**工藤 浩二君**） 総務課長でございます。

少し時間をいただきまして、おわびと議案の差しかえ等をお願いをいたしたいと思います。

お手元にお配りをいたしておりますが、議案第22号平成21年度一般会計補正予算（第7号）及び議案第32号平成22年度一般会計予算書についてでございます。

予算議案そのものではございませんが、最後につけてます給与費明細の説明資料に不備がありましたので追加と差しかえをお願い申し上げたいというふうに思います。

議案第22号につきましては、22年度の補正予算でございますが、73ページの後に73の1として、給与費明細のエの部分、昇給のところでございますが、欠落をいたしておりましたので追加をお願いを申し上げます。

議案第32号22年度の一般会計予算書につきましては、120ページになりますのでお願いをいたします。

これも同じく給与費の明細書でございます。エの昇給部分でございますので、これが間違っておりますので差しかえをお願いいたしたいと思います。表裏一体でございますので、前の部分は変わりませんが、エの部分が違ってまいりますので差しかえをお願いをいたしたいと思います。

今後につきましては、このようなことがないように十分気をつけますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

○議長（**瀧野けさ子君**） 再開いたします。

以上です。

○議長（**瀏野けさ子君**） 佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） ありがとうございます。特定防衛施設のそういう資金で、そういう事業の年度が区切られてると。したがって、塩漬け地も含めて、解消したいというような大いにわかりますし、いろんな計画をして、若者定住を図っていただきたいと思います。

今、振興課長、申しましたように、地元の皆さんから言われてるのは、まだ、地元地域の含めて周辺の皆さんに協議がありませんと。したがって、当初、若者定住でありますんで、今説明がありましたように、住宅等の整備を含めて、あるいは地域が活性化するような計画をお願いしたいということでもありますんで、ぜひですね、地域の皆さんと十分協議をされまして、また、地域がどうしてもかかわっていく部分があると思いますんでね。その点は十分協議をされるように、この点は要望をしておきますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

日程第5. 承認第1号

日程第6. 議案第1号

○議長（**瀏野けさ子君**） 次に、日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第6、議案第1号和解及び損害賠償額の決定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第2号

○議長（**瀏野けさ子君**） 次に、日程第7、議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 5番、二ノ宮健治です。

議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定についてということで、もう当然できていたのかなと思ったんですけど、なぜ、今の時期に提案されたかということと、どういうプロセスを踏んで、今回議案になったかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（**瀏野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 生涯学習課長です。お答えします。

まず、なぜ、今の時期か、そして、プロセスはという質問ですけども、ご存じのように、平成

17年の第1回の定例議会での市長の施政方針、それから19年の3月の定例議会での一般質問に答えたところで、こういう条例をつくるというふうな話がありました。平成20年9月に発足しました青少年健全育成市民会議から、実は大会宣言をというような話もあったんですけども、それを協議していく中で条例を制定したほうがいいんじゃないかということで、昨年から生涯学習課のほうで素案をつくり、市民会議の皆さんで協議していただきまして、12月4日の社会教育委員会で内容を検討していただいて、1月27日の教育委員会で承認され、本会議に提案したということです。

以上です。

○議長（**淵野けさ子君**） 二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 済みません。内容につきましては、これ教育民生のほうだと思うんですが、その中で十分に議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 策定することについては、市長、施政方針や一般質問の中で答えられたので、その方向については異論はないんですけども。内容なんですけども、9条にわたる条例なんですけれども、由布市として、特にこれを制定するに当たって、由布市としての特にこれを制定したいという部分がどういうところなのか。というのは、大分県にも同じような条例がありまして、青少年の健全な育成に関する大分県の条例がありまして、これは49条にわたって、大変大きな条例になっておりますけども、この内容とほぼ網羅されるような内容ではないかなというふうに思ってます。「県民」の部分を「市民」に置きかえれば、この由布市が今つくろうとしてる条例が全部網羅されてしまうような内容なので、屋上屋をかけるような条例になってしまわないかということで、特に由布市として、どの部分が制定の必要性があったのかということが1点と。

それから、文言で幾つか気になるところがありまして、4条の市の責務の中で、これはこういう文言を使うんでしょうかね。4条の5項で「青少年を取り巻く社会環境の浄化等青少年の非行を防止する活動の促進」という文言がありますけど、社会環境の浄化っていう言葉が、ちょっと違和感感じたんですけど、この文言はどういうことをあらわしてるのか。

あと、もう1点、済みません。最後の9条ですとね、市民会議を設置するというふうに規定をされております。この市民会議の設置することについての詳しいことについては、別に規約か何かで規定されるのかどうかということも、あわせてお願いします。

○議長（**淵野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） まず、必要性和県との条例の違い。文言の意味というふうに質

聞いただきましたけども、必要性というのは、先ほど言いましたように、これまで市長の発言があったことっていうのと、先ほど言いましたように、青少年健全育成市民会議より、大会宣言を議会でというような要望がありました。それに基づいて協議してきたということもあります。

もう一つは、青少年健全育成を市民総意のもとに行うために、何らかの指針が必要ではないかということを考えてきました。

それともう一つは、県の条例との違いですけども、県の条例には基本的に罰則規定がありますが、市の条例については、一応、市民が一体感をもってということで、そういった形で作っています。

それから、浄化っていう意味ですけども、辞書で調べますと、正常にすることとか、社会の悪弊などを取り除いて、あるべき状態にすることっていうことで、今回の条例で社会環境の浄化っていうことをうたってます。例えば、有害図書等の排除。こういったことを考えています。

以上です。

○議長（ **browse けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ということは、罰則規定もなく、市民の一体感ということで、基本的に理念条例というふうに考えていいんでしょうか。

それから、済みません。最後の通告なかったんですけど、市民会議を設置するっていうことについてですね、会議を設置したら、この条例の本文で会議を設置するって書いてしまったら、この会議に必要なことは別に定めるとか何とかって書いて、規則か何かで定める必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺わかれば教えてください。

○議長（ **browse けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 大変済みません。市民会議の中では規則は持ってるんですけども、今回、この条例をつくった段階で、市民会議そのものがあつたもんですから、できてたもんですから、市民会議そのものを定義づけしたいというところの中で、この条例に入れたという次第です。また、その規則そのもの等の考え方については、また、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（ **browse けさ子君**） いいですか。

次に、12番、西郡均君。マイク上げてください。

○議員（**12番 西郡 均君**） 今、指摘した市民会議にかかわる部分のことなんですけども、市民会議独自の規則があるということなんですけど、それもぜひ、こちらにください。といいますのも、市民総力上げて推進する由布市青少年健全育成市民会議ということですから、もちろん、それが組織や運営方法、活動内容等について、この条例そのものがきちっと反映された規則になってないといけないというふうに思いますんで、そこ辺はどうしても重要だというふうに思いま

すが、それがわかるような規則になってるのかどうか。お答えいただきたいと思います。

2つ目は、「健全な育成を推進するため市民相互の連携、協力の充実を図ることを目的とした由布市青少年健全育成市民会議を設置する」というのが9条というのが、どうも理解できないんですけれども、その辺について、その目的を実現するために、こういう会議があるんですから、当然、冒頭のほうに行くべきじゃないかと。そして、その中で、その各々の役割がずっと並ぶんじゃないかと思うんですけれども。あえて、こういう末尾にしたのはどうしてか、お答えください。問題は、末尾にしてしまうと、前段の市の責務、あるいは家庭の責務、学校、地域社会の責務ということで、それぞれが独自の活動になってしまうんですけれども、特に、「市の施策の実施を県及び関係機関、並びに関係団体との連携して行うこと」というようになってます。そうした場合、由布市青少年健全育成市民会議との関係がどういうふうになるのかというのがよくわかりません。そういう点で、市を仲介してということなのかどうか、そこ辺も、規則に明確になってるのかどうかわかりませんけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 市民会議の規約、ちょっと済みません。きょう持ってくるの忘れてました。また、もし、よろしければ、後日差し上げたいというふうに思ってます。

○議員（**12番 西郡 均君**） お願いします。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） はい。まず、市民会議の中身なんですけれども、3町によって組織が若干今違ってます。これはもともと湯布院と挾間にはあったんですけども、庄内が後でできたということで、なかなか今の段階で追いついてない状況なんですけれども、庄内についても4月から今度ちょっと変えていこうということで。構成組織にしましては、PTAだとか、自治区の関係、学校関係等で組織されているのが現状です。今、事務局そのものが、私のほうが、市のほうが、生涯学習課が行ってまして、各町の分を公民館が行って、それで運営しているというのが現状です。

末尾にくるなっていうのは、実はこれ、最初目的から定義して、基本理念、責務等をつくっていった。最終的に市民会議が最後になったんですけども、9条になったから、悪いんだとか、いいんだとか、そういうふうなことは考えてません。9つ全部の条文をやっつけていかなければならないというふうに考えています。

それから、市の仲介施設と言いましたけども、基本的に市民会議については、はっきり言うと、私たちの相談相手というような考え方も一つは持ってます。今回の条例につきましても、素案をつくって中身を検討していただいたのは市民会議の皆さんが、非常に力が大きいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第8. 議案第3号

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第8、議案第3号由布市児童医療費助成に関する条例の制定についてから、日程第10、議案第5号庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。（発言する者あり）

日程第11. 議案第6号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第11、議案第6号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 条文全体が規則に委任してる条文がかなりあるんですけども、規則案を、いつも言うことなんですけども、一緒に出してもらわないと、どういうふうな中身になってかわからないということで、ぜひとも、お願いしていただきたいと思います。

そうすると、規則を見ればわかるんですけども、第3条ですか。「規則で定める者が経営する場合において」ということで、どんなものを定めているかわかりませんが、「営利を目的として経営される恐れがあるものについては許可しない」ということで4条にうたわれています。しかし、宗教法人であっても営利を目的にして、墓地を運営しているところは多々見られるということで、課税の対象として、それをするかしないかということで、かなり議論もなっております。いわゆる墓地そのものには問題ないんですけども、墓地にかかわる石材、あるいはいろいろな物、販売があわせて行われます。そういう問題について、その課税対象とするかどうかということで問題になってるところであります。この判断は一体どこがするのかということは、ちょっと私には疑問なんですけども、その辺はどういうふうに考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**溝口 博則君**） 環境課長です。12番、西郡均議員の御質問にお答えします。

1点目、規則でございますけれども、一応、総務課のほうで確認したんですけども、今まで条例改正で規則は添付してないということでしたので、一応、今回は添付しておりませんでした。また、委員会とか、議員さんの御要望があればお配りをしたいと思っておりますし、一応、その規則に、

全部改正でございましたので、説明資料1と2ということで、本会議、最初のときに配らせていただきました。その中に詳しく規則等も掲載しておりますので、規則には様式だとか、日程的なものがありましたので、その説明資料でござんいただきたいと。

それから規則につきましては、御要望がありましたら、お手元のほうにお届けしたいというふうに思っております。

それから、2点目の営利を目的として経営される恐れは、規則で定めるものというものでも考えられるのではないかという御質問だったと思います。規則を見ないとわからないということでございますけれども、規則で委任しております、「定めるもの」といいますのは、いわゆる地縁団体、いわゆる地域の昔からあった部落有の墓地だとか、墓地台帳に載っている個人の墓地を規定しております。この地縁団体、あるいは地区の共同墓地と個人墓地ということなので、営利性は考えられないというふうに考えております。

○議長（**渕野けさ子君**） これ以て質疑を終ります。

○議員（**12番 西郡 均君**） ちょっと、ちょっと。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） いつも言うことなんですけど、施行日がね、かなり先なら、規則もゆっくり、こちらで後で調べますけども、施行日が4月1日とか、公布の日からというやつについては、できるだけですね、そういう資料いただかないと、こっちの精査のしようがないんです。資料配りましたっちゃうけど、その資料の中にはそういうこと書いてないんですよ。規則にかかわる部分のね、細かいやつについては。だから、必要ならって、必要ですから、要求してるんですから、ぜひ、ください。お願いします。

具体的に、地縁だけならね、別にそういう心配はほとんどないというふうに思います。変なやからがいるんで、産廃で許可とりながら、とれんとなったら、墓地を公園にする、墓地を経営するかもわからんなんちゅう危惧をしてるんで、どういうところがそういうふうに該当するのかなと気になっただけです。

基本的に、宗教法人だから是とするのは、ちょっと危険だというふうに思います。実は朴木のあそこに極道がね、お寺を買って、あと、そのまま放置してた部分があるんですけども、買った業者が墓苑の計画を何度も計画してて、無許可で区画をしたり、いろいろして、こっちがやかましく言ってね、それをやめさせたり、いろいろしてますけども、もちろん、そこは宗教、お寺ですから、宗教法人、どっかの名義を借りてやれば、いとも簡単にそういうことは入り込めるんでね。宗教法人だからといって、安心はできないんで、そこら辺も注意しなきゃならんので、そこら辺を規制するちゅうのはこの条文には伺えないんですよ。全くですね。その辺を委員会で十分御検討のほどよろしくお願いします。

- 議長（**渚野けさ子君**） 答弁いいですか。
- 議員（**12番 西郡 均君**） はい。
- 議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

- 議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第12、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正についてから、日程第15、議案第10号、由布市使用料および手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第11号

- 議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第16、議案第11号由布市公民館条例の一部改正についてを議題とし質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

- 議員（**12番 西郡 均君**） 地番の誤りで、随分昔にですね、地籍調査で明らかになってたけども、今日までやられてなかったということなんですけども、これまで、そういうことを是正できる機会はなかったのかどうか。そして、機会がなかったとしたら、どういう理由によることなのか、それを明らかにしてほしいと思います。

- 議長（**渚野けさ子君**） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（**佐藤 式男君**） こういう条例そのものは合併協議の中で話していつていることですから、その段階で精査すべきだったんじゃないかなっていうふうに思ってます。

- 議長（**渚野けさ子君**） いいですか。再質問ありますか。

- 議員（**12番 西郡 均君**） はい。

- 議長（**渚野けさ子君**） 12番、西郡均君。

- 議員（**12番 西郡 均君**） じゃあ、当該の振興局長さん、ちょっと考えられる範囲でお答えください。

- 議長（**渚野けさ子君**） 振興局長。

- 庄内振興局長（**佐藤 和明君**） 庄内振興局長です。12番、西郡議員の質問にお答えをいたします。

私はですね、今、生涯学習課長言ったとおりだというふうに思ってます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 12番、西郡均君。3回目。

○議員（**12番 西郡 均君**） 言ったとおりちゅうのは、合併協議のときにすべきだったということで、私が聞きたいのは、これを是正する機会が合併協議以外に考えられなかったのかね、そのことを聞いてるんで、特に庄内の地元であれば、庄内町の場合、こういうことは長年にわたって放置していたとか、別に大した問題じゃなかったというふうに考えていたとかいう、いろいろな理由があろうかと思うんですけど、そこ辺はないですか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（**佐藤 和明君**） 西郡議員の質問にお答えします。

今まで私もそういうことはちょっと思っておりませんでしたので、ちょっとわかりません。

○議長（**瀧野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第12号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第17、議案第12号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） 5番、二ノ宮健治です。

内容については教育民生の中でお願いしたいと思うんですけど、私もちょうど図書館長をしたということで、このことに気づいておりました。そして特に、条例と規則がごちゃごちゃになってるという感じを持ってました。今回、改正案が出たんですけど、例えば、この条例の中の、第何条になるかわかりませんが、第2条ぐらいにですね、3条ぐらいに、その事業を入れるべきじゃないかというぐあいを感じました。これは今規則の中に事業が入ってるんですけど、これは条例事項にしたほうがいいという感じです。

それと、もう一つは守秘義務があるんですけど、あえて、この条例の中でのせなければならぬことだろうかという感じを持っています。

それから、あと一つは、今回規則も恐らく改正すると思うんですけど、規則おかしいところは大変多くありますので、ぜひ、一緒にやっていただきたいということです。

以上です。質問は。

○議長（**瀧野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 規則については現在整理中で、今月開催の教育委員会に提案する予定にしています。

それからもう一つ、守秘義務については、第5条を改正するようにしてますんで、「（「そうか」と呼ぶ者あり）守秘義務そのものはなくなるということで、公務員法がありますから、それ

でいきたいというふうに考えています。

それからもう一つは、事業ですけども、この図書館そのものが上位法である図書館法第10条により基づいて設置されていますから、基本的に図書館法第3条に基づいた事業を行うのは当然であるというふうに考えています。

○議長（**浏野けさ子君**） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（**5番 二ノ宮健治君**） ほとんどの条例というのは上位法に基づいていると思います。それで、やはり、素人といって悪いんですけど、市民の方が読んだときに、この条例で何の事業をするかというのが明記すべきじゃないかと私は思います。別に大分市とか県の条例を持ち出すわけじゃないんですけど、やはり、一番大事なことが、この事業じゃないかというぐあいにも思います。それで、このことはぜひ、教育民生の中でやっていただきたいと思ってます。

それから、規則、さっきおかしいとこっち言ったんですけど、一番抜けてるのが、市民の遵守といいますか、どういうものを守らなければならないかというところが落ちているんじゃないかというぐあいを感じてますので、ぜひ、そういうとこを規則を改正するときをお願いしたいと思います。これは、ぜひ、教育民生の中で議論していただきたいと思います。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、15番、田中真理子さん。

○議員（**15番 田中真理子君**） 私も二ノ宮議員と同じようなことなんですが、この条例の改正に当たっては、単なる、これを見ながら見直しによったものなのか、また、損害賠償とかいろいろ上がってますので、必要に迫られたものなのかをお伺いしたい。それとですね、やはり、今のように規則等の整合性、それをもう少し検討してほしいなと思います。

今、結構、子どもたちも図書館のホール等、図書館やない、未来館のホール等を利用してますし、このような事態が結構頻繁に図書館ではあるんですかね。そういうことじゃなくて、ただ単なる見直しなのでしょうか。ちょっと、その辺をお聞かせください。

○議長（**浏野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） この条例そのものの、先ほどの庄内公民館と一緒にですけども、地番に誤りが見つかったっていうのは、当然必要だったというふうに思ってます。それから損害賠償なんですけども、基本的に今まではこういうのがなかったんですけども、この項目はなかったんですけども、本がなくなるとか、そういったものはかなり今出ています。ただ、機械の関係で、ちょっと今から精査してくれっていう話は現在しているところです。

○議長（**浏野けさ子君**） 15番——いいですか。次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ちょっと大体同じ趣旨なんですけど、根本的に、今、5番議員や田中議員が言われている図書館管理運営規則があるにもかかわらず、この入館の制限をわざわざ条文に書き加えることの意味がよくわかんないんですけど。というのは、この第5条と第6条を

書き加えようとしておりますけれども、この「入館を制限する」、「他人に迷惑をかけ、または危害を及ぼす恐れのある者」とか、「管理上必要な指示または指導に従わない者を入館を拒み、または退館を命ずることができる」とか、「損害賠償ができる」ということは、今の規則の中にもう15条、16条で書かれていますよね。だから、対応しようと思えば、規則にのっとって対応ができると思うんですけど、これをわざわざ規則から、この部分だけ取り出して、条例の本文に持ってくるっていうことの意味、今回の条例改正はどうしてそういうことをしなきゃいけないのかを教えてください。

○議長（**渚野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 私のほうで管理している公民館等の条例では、この利用を許可しないっていう制限は条例のほうで記載しています。図書館だけ、こういった形になってましたんで、今回条例に変えたっていうふうなことで考えてます。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 再質問いいですか。6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 5番議員さんも言われてましたけど、公民館の規則にはこういう入館の制限の条項があるから、ここを条文にするのに図書館も合わせたということであれば、この部分だけではなくて、図書館の運営規則の中にも本来条文に書くべき部分があるんじゃないかということだと思うんですけど、そこの部分の検討はされないんですか。

○議長（**渚野けさ子君**） 教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） お答えをいたします。

条例で扱うべきか、規則で扱うべきかということは、基本的には自治法で条例の要件としては、私権の制限を行う場合、このことについては規則ではなく負担を追う場合と、私権の制限を加える場合は基本的には条例で扱うべきでございますので、その点につきましては、十分、他の条例規則等も精査をいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 同趣旨に、取り下げます。

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第18、議案第13号

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第18、議案第13号由布市挾間健康文化センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 同趣旨です。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第14号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第19、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第15号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第20、議案第15号由布市文化財保護条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほどの地籍と同じように、合併協議のときにきちっとすべきだったということはあったんですけども、それ、法律が改正されたのは合併協議の1年以上前ということで、各町ともそういうことだったんですか。

○議長（淵野けさ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） その当時の担当者に聞いたところ、すべての条例がそういうふうになってたというふうに聞いてます。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今回、これを入れるいきさつですかね。どうして、それ、本来なら何も気がつかないはずなんですけども、どうして、そういうふうになったのかということと、文化的景観について、もう少し詳しくわかるように説明してほしいんですが。

○議長（淵野けさ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 実はこれ、ある議員から指摘がありまして、ちょっと変わってるんじゃないだろうかというふうな指摘がありましたところから、調べたところ、変わってたということで。ちょっと5号の中に入ったもんですから、おかしい条例になってましたんで改正するようにしています。

それから、文化的景観ですけども、文化財保護法では、「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」というふうになってます。これは地域の住民が日常生活とか、日々の生業において、地域独特の気候や土地の状況を利用してつくりだされた景観というふうに思ってるんですけども、現在、国では重要文化的景観として、日田の小鹿田焼の里等、全国で14県が選定され

ているところです。

○議員（12番 西郡 均君） はい、ありがとうございます。

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第16号

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第21、議案第16号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 若杉運動場の廃止のほうは理解できるんですけど、運動場使用料の一部見直しの部分で、新旧貸借表見たらわかるんですけど、庄内公民館グラウンドのほうは実質値下げで、湯布院のテニスコートのほうが実質値上げになるような利用料の改定になってると思うんですけども、この料金をこういうふうに改定した根拠は何なんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 要するに、これまで条例の中で、市内の3つのまちの施設の金額が違ってたっていうのがあります。で、今回、野球場とグラウンドと照明といった形で市内の施設を統一しましたということが、上げたというよりも、そういう形になってます。

○議長（淵野けさ子君） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そうだと思うんですけど、市内の運動場の使用料金を統一するって言ってますけど、基本的に使用料っていうのは、その施設の、例えば、耐久性ですとか、その施設の利用料っていうのは、その施設に合った料金設定をすべきではないかなと思うんですよ。だから、市内だから同じ料金にするというよりは、その施設の新しさとか、古さとか、そういうことを見合わせながら、料金を設定していくべきだと私は思うんですけども、そこを同一料金にするということは本当にいいのかどうかということ、これ委員会のほうでもちょっと議論していただきたいというふうに思いますけど。具体的に、例えば、テニスコートについてですね、庄内のテニスコートと湯布院のテニスコートの現場の違いとかですね。そういうことは利用料金に反映するというようなことはされないのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 実は、この料金改定についてですね、当初、市民の方から、庄内公民館グラウンドの照明施設が由布院小学校グラウンドの照明施設と料金が違うのはなぜかっていうところから出てます。私どもいろいろ協議してきたんですけども、話を聞いてみますと、施設がどうのとか、照明の明るさがどうのとかいうんじゃないくて、自分たちが使っている使い勝手の問題ですという話の中で、わかりましたということで、じゃあ、どうすればいいかというこ

とで、今回、グラウンドと野球場と照明っていうことで分けました。テニスコートですね。

それと、テニスコートですけども、今回、湯布院のほうも設備が非常に悪かったんですけども、今回、全面的にやりかえしてますんで、その辺から、もう統一してもいいんじゃないかっていうふうな検討してます。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第22．議案第17号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第22、議案第17号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 助成されるわけだから、従前度分にこだわらなくていいんですけども、わからないんでお尋ねいたします。

全額助成の総医療費40万5000円の数値の根拠ですね。どうして、その総医療費になったのかということと、高額1%加算分の26万7,000円が控除されるわけなんですけども、その26万7,000円という数字の根拠は一体何なのかっていうのがわからないんで、わかりやすく教えていただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 健康福祉事務所長です。ただいまの御質問にお答えします。

40万5000円の基礎ということはですね、今、乳児医療が8万1000円でございます。これを割り戻してしたときに40万5000円と。ですから個人負担が8万1000円でございますので、割り戻したときが40万5000円ということで個人負担はなくなるという金額でございます。

そして27万6,000円というのは、逆に今度は40万6,000円の今度は3割負担ですね。就学前は2割で、就学以降の一般の方は3割負担でございます。その3割にしたときが26万7,000円ですか、その金額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 意味不明なんですけども。そうすると、助成対象の限度額のね、8万1000円の根拠は何かつちゅうのを知りたいわけなんです。8万1000円ちゅうのは、一体どこから来てるのかね。どっちかに根拠があるんだろうというふうに思うんですけども。別に答えなくていいです。あと委員長にまた詳しく尋ねますから。3割ちゅうのもですね、根拠に、もとなる数字をちょっと言っただけだと、3割で納得いくんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

- 健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 3割は就学からですね。60……。
- 議員（12番 西郡 均君） いやいや、26万7,000円のもとの3割。
- 健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） いえ、それが40万500円ですね。
- 議員（12番 西郡 均君） ならない。12万1,500円。3割っちゃ。差し引いても、あんた、なんぼか。
- 健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） ちょっと済みません。それ、ちょっと精査させてください。
- 議長（淵野けさ子君） 暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

- 議長（淵野けさ子君） 再開します。
- 健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 大変失礼しました。ちょっと私の勘違いでですね、8万100円を3割で割り戻したときが26万7,000円、ということは、8万100円を逆に3割で割り戻したときが26万7,000円という数字になります。（「あ、本当だ」と呼ぶ者あり）はい。大変失礼しました。先ほどの、ちょっと訂正させていただきます。
- 議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第23. 議案第18号

日程第24. 議案第19号

日程第25. 議案第20号

日程第26. 議案第21号

- 議長（淵野けさ子君） 次に、日程第23、議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてから、日程第26、議案第21号竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第22号

- 議長（淵野けさ子君） 次に、日程第27、議案第22号平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許しますが、最初に第1表に伴う説明書の歳入全般、次に歳出の款別に、その次に第2表から第4表及びその他として、その通告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 23ページを開いてください。15款の国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金なんで、総務費なんでね。総務常任委員会かと思われるかと思いますが、中によってはいろいろなものがあるんで、この際、訂正してもらいたいですけども。総務費、国庫の「庫」がずっと抜けて、この款、毎年、これを言ってですね、来年度予算にはきちっと直るだろうと思ったら、また来年度予算書も「庫」が抜けてるんですね。だから、言った時点で、すぐ直してもらわないと、今回中はこれで認めてくださいと言われても、もう聞けない態度を今から貫こうと思うんですけども。（「カメラに向かって、大きゅうに」と呼ぶ者あり）

そうずっと、25ページ開いてください。次年度に譲られてるんかと思います。次年度に若干上がってますから。住宅耐震診断あるいは改修についてゼロになった理由ですね。もう少し、親切丁寧に教えていただきたいんですが。

30ページの1,200万円の沖電気の賠償金、弁償金ていうんですか。21款諸収入、5項雑入の中で、3目の弁償金で、それが5%の利子をつけてということなんですけども、それぞれ内訳を教えてくださいんですけどね。賠償金額が幾らで、この款の利子が幾らで、その他、こういうもののあれがあるというのをですね。

それと、ずっと下がって、下がったら、もう終わりやね。はい。以上です。

○議長（渚野けさ子君） 最初と最後の質問は、所管委員会の分だと思いますので。

○議員（12番 西郡 均君） そうかな。

○議長（渚野けさ子君） はい。

○議員（12番 西郡 均君） はい。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長から答弁があります。

○建設課長（房前四男美君） 建設課長でございます。

12番、西郡議員の住宅の耐震と改修がゼロになった理由について、お答えをいたします。

住宅の耐震診断補助金として、今ここに出ています25ページには、県補助金として2万5,000円上がっております。その内訳は、1戸5,000円として5件分で2万5,000円ということと、それと住宅耐震改修補助金として90万円上がっております。これは1戸30万円です。これがゼロになった理由といたしましては、いろいろ難しい問題もあるんですが、建設課といたしましては、市報の募集の掲載をしたりいたしたところ、申請人の請求は数件ありましたが、実績といたしましてはゼロになっております。耐震改修事業を行いますと、耐震に2万円、改修に60万円の合計62万円の補助がございますが、耐震の建築基準を満たす改修工事を行いますと数百万円の自己負担になりますので、その辺が利用者がいないことではないかと考えております。また、県下の状況を調べましたところ、18市

町村のうち9市町村がゼロでございます。5市が1件ずつで、県全体では、実績では27件というところでございます。（「金のあるうちしかくれんで」と呼ぶ者あり）

○議長（**浏野けさ子君**） 再質問いいですね。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい。

○議長（**浏野けさ子君**） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、3款民生費について、最初に、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 第2表は後ですかね。第2表、3款の前の第2表についても事前に……。

○議長（**浏野けさ子君**） 後です。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それは後で。

42ページです。42ページの民生費、児童福祉費の13節委託料、システム開発業務委託料466万7,000円増額。これ、子ども手当制度創設に伴うシステム開発ということだったんですけど、こういう国の事業の制度に伴うシステム開発業務の委託料をどこで出さなきゃいけないのかということで、財源は何なのか教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 健康福祉事務所長でございます。

これは、委託料はですね、携帯サイトによる情報発信を行うためでございます。——ちょっと失礼します。（「財源」と呼ぶ者あり）

○議長（**浏野けさ子君**） 財源。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 財源はですね、子育て支援の国庫補助金でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 済みません。ちょっと、詳細説明のときに子ども手当制度の創設に伴うシステムの開発委託料だって聞いたんですけど、その関与はどうなんでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） この財源につきましては、8ページに明許繰越費を載せてございます。真ん中辺で、民生費の児童福祉費で、子ども手当支給システム整備事業という名義でございまして、この部分は繰越明許で、この事業でございます。（発言する者あり）携帯電話、失礼しました。それは携帯電話はありません。携帯電話とは、ちょっと勘違いをしまして、携帯電話の、もう一つ名義があるんですけども、その名義じゃなくてですね、これは4月からですね、子育て手当の支給が始まりますが、その手当分のソフトの開発でございます。（「財源は、もうどうなんでしょう」と呼ぶ者あり）財源は子ども手当支給に伴う国庫補助金でございます。

○議長（渚野けさ子君） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） これ全額国庫補助金が財源になってるということでいいんでしょうか。

○議長（渚野けさ子君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） はい、そうでございます。

○議長（渚野けさ子君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今のは財源が明確にわかるんです。わからないのをちょっとお尋ねします。

その上のページ、41ページの、1番上にわけわからん1行だけ欄がありますけども、挟間のときはこういうこと許さなかったんですが、その前のページを見られてください。40ページ。財産収入があります。特定財源の中にですね。補正予算の。その1万4,000円、次のページの1万4,000円ですね。これがどこのどういう財源なのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（渚野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） その他財源につきましては財産収入ということですので、私ども財政課のほうがこの分は担当してるんですが、そうなりますと、西郡議員、総務ということで。

○議員（12番 西郡 均君） はい。わかりました。（笑声）

○財政課長（長谷川澄男君） 常任委員会同じでございますので、委員会のほうで御説明させていただきます。

○議長（渚野けさ子君） 次に、6款農林水産業費について（発言する者あり）

12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 2項2目——これ違うな。もう3款に行ったんやな。

○議長（渚野けさ子君） 今、3款です。

○議員（12番 西郡 均君） ごめん。3款やな。2項2目、2項2目——これも同じです。

いわゆる、母子福祉費の中で、43ページの中で、高等技能訓練促進事業補助金、何らかの理由だと思ってるんですけども、もともと補助金設定したときのいきさつと、当該年度にこれをゼロにしなきゃならなかったその理由について、教えていただきたいんですが。

○議長（渚野けさ子君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 健康福祉事務所長でございます。

自立支援のための部分でございまして、当初1年間、1年分を計画をしてたわけでございますが、事業の該当者がいなくて全額減額をしたということでございます。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その障がい児保育対策事業補助金、その上の児童運営費の中の。それも同じような理由なんですかね。これ、かなりの金額になってるんですけども、それぞれ人数もですね、片っぱは1名、片っぱはかなりの人数おるかと思うんですけども、1名でこんな金額になるんですかね。

○議長（渚野けさ子君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 障がい児のほうもですね、当初1名を予算計上していたということでございます。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（渚野けさ子君） 次に、6款農林水産業費について、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この3目の農業振興費の中で県支出金の減額が440万1,000円になってます。（発言する者あり）46ページ。財源の問題になると総務課にまたなるのかな。財政課長に。

○議長（渚野けさ子君） そうですね。違う……。

○議員（12番 西郡 均君） ならん。はい。よかった。

440万1,000円の減額の内訳をちょっと教えていただきたいんですが。私の合計では、これに満たないんですけども。

○議長（渚野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。西郡議員の御質問にお答えをいたします。その表の440万1,000円の県支出金につきましては、次のページから特色ある部分からのすべて一応県の関係の補助金を受けております。その中でトータルがそういう形になります。

○議長（渚野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この中でね、それぞれ該当するのが、歳入のところに出てると見ると、あるのが、グラウンドを育む園芸云々かんぬんの108万9,000円と企業参入の分、それ以外の補助金の減額の歳入のところがないんですけど。何ページを見たらいいですかね。

○議長（渚野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） すいません。ちょっと資料があれなので、後でお知らせいたします。

○議員（12番 西郡 均君） はい。

○議長（渚野けさ子君） 3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） ページ、49ページと50ページのほう。——失礼しました。

3番、甲斐でございます。農政課長にお伺いいたします。

イノシシの、P49のイノシシ被害対策事業費補助金。これについて、事業の内容と減額の理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、49から50ページにかけて林道事業費ということで、国庫費2,700万円ございます。これは測量と工事費で振り分けているようでありますが、これの内容についてと路線名をお聞かせ願えればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 甲斐議員の御質問にお答えいたします。

イノシシの被害防止対策事業補助金の50万2,000円の減額ですが、これはイノシシの侵入防止柵の競争入札による減額分の市の補助分の減額であります。特別措置法による国庫補助金事業を協議会で行っております。それに対する補助金であります。

林道事業の国庫金の2,700万円というような事業であります。これにつきましては、今回の国の経済活性化対策による、臨時的にきめ細やかな交付金事業ということで、総額3,000万円の事業に対するものであります。財源としては、国庫2,700万円、市負担は30万円というものです。

それから事業費については、測量設計に400万円、工事請負費に2,600万円ということであります。まだ21年度の3月に、2月、3月にこういう事業が起こりましたので、22年度への繰り越しという形で、今、繰り越し手続きをしております。

路線名については、挾間町、それから湯布院、庄内、3地区の中の林道の維持補修等に関することでありまして、まだ、今、現地等を調査した上で、決定はしておりません。

○議長（**渕野けさ子君**） 3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。もう1点、最初のイノシシ。これにつきましては、どういう内容的なものを補助金として入札したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） イノシシの侵入防止柵につきましては、金網柵が主体でありまして、それとシカネットの防護柵ということで事業を推進しております。

また、この特別措置法とは別に県の電気の電気柵のほうもあわせて、こういう形で防止のための事業を行っております。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） ありがとうございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい。

○議長（**渕野けさ子君**） 3回目になります。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい、わかりました。

5目の農地費、48ページごらんになってください。実施計画書作成業務ということで、農村地域総合整備事業を実施計画書3,700万円近くのお金が、今回若干減額ということなんですけども、この全体の実施計画どういうものなのかちゅうのをちょっとわかるように教えていただきたいんですが。それと減額の理由ですね。

○議長（**浏野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**志柿 正蔵君**） 西郡議員の御質問にお答えいたします。

農村振興総合整備事業といいますのは、本年22年から実施をするんですけども、21年度中に事業採択をいただいたわけですが、これは大分県が事業主体で行う庄内地域の総合整備事業です。中山間農村振興総合整備事業というような形のものです。事業期間は22年度より27年度の間です。工事内容といたしましては、農道整備が3地区、農業用排水路整備地区が26地区、それから鳥獣害の侵入防止柵整備地区が11地区、それから農業集落道の整備地区が2地区、防火水槽の整備地区が3地区で、総事業費がおおよそ12億円というような形で6年間で行います。

次に、減額の理由ですが、当初事業計画の中に、改良区の水力発電事業が計画の中に入っていました。その予定をしていたんですけども、水利権、それから施設の維持管理、それと維持をしていく上で、売電単価等の関係があります。その収益的な使途の課題等で事業実施が困難となりましたので、21年度に最終的に困難であるということの決定の中から、当初に事業計画書、これを入れた額でしておりましたので、その分の減額であります。

○議長（**浏野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（**浏野けさ子君**） 再開いたします。

次に、7款商工費について、6番、小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 済みません。通告書に8款で書いてたんですけど、7款の間違いでした。

50ページです。50ページの7款1項商工費の3目観光費の委託料、13節委託料の地域観光情報発信業務56万4,000円減額しておりますけれども、委託先はどこだったのかというのと減額理由を教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 商工観光課長。

○商工観光課長（**松本 文男君**） 商工観光課長です。お答えします。

これにつきましては、ふるさと雇用再生事業で庄内町観光協会に情報発信と観光事業の進行と

ということで、事務員の配置をするために設けた予算でございました。最終的に県と協議を重ねましたが、勤務日数の関係で、庄内の観光協会の事務量の問題もあるんですけど、勤務日数が短期間で月に半日ぐらいしか、半日というか、月の半分ぐらいしか出ないということで、最終的には県のほうが認可ができないということで、今回、事業費の減額をいたしました。

○議長（渚野けさ子君） 再質問いいですか。

○議員（6番 小林華弥子君） はい。

○議長（渚野けさ子君） 次に、8款土木費について、5番、二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 52ページの8款2項の15節、工事請負費です。1億70万6,000円の補正なんですけど、補正の説明資料によると7路線ということで、きめ細かな臨時交付金です。全部、明許繰越になってるんですけど、この路線の選定基準というのだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（房前四男美君） 建設課長でございます。5番、二ノ宮議員の路線の選定基準について御説明をいたします。

今回、市道の4路線です。道路幅員が狭く、救急車両の通行対策といたしまして、道路の選定をいたしました。

○議長（渚野けさ子君） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） すいません。説明資料の7ページのじゃないんですかね。4路線と、済みません。どの分ですか。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（房前四男美君） 先ほど説明したように4路線の、その中で——路線自体は4路線でございます。

○議長（渚野けさ子君） 5番、二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 済みません。庄内が、湯布院が、挾間という聞き方をしたくてやったんじゃないんです。この間、一般質問でやりましたように、救急自動車とかですね、それから、救急車とか消防車、そういうものが本当に困ってるところをですね、優先的にしていただきたいということをお願いしたんですけど、今回、そういうことが入ってるかどうかということをお願いします。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（房前四男美君） 先ほど説明しましたように、救急車両の通行対策として、例えば、通行できないとか、通行しにくいとかいうところを重点的に行っております。

○議長（渚野けさ子君） 次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） これは林道の関係でやりましたので、取り下げます。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、9款消防費について、9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 55ページですね、負補交の県防災航空隊負担金8万1,000円の減額の事業内容と4の災害対策費で15の工事請負費の1,417万円の詳しい事業内容を教えていただきたいと思います。

○議長（瀧野けさ子君） 防災安全課長。

○防災安全課長（河野 眞一君） 防災安全課長でございます。佐藤郁夫議員の御質疑にお答えいたします。

県防災航空隊の負担金につきましては、前期と後期に分けて半額ずつ納めております。この8万1,000円につきましては、当初予算におきまして、計上が誤っておりましたので減額するものでございます。今後、このような事のないように努めてまいりたいと思います。

それから、工事請負費でございますが、これは全国一斉整備をするようになっております、全国瞬時警報システム、J-ALERTと申しますが、この機器及びシステムの導入の経費でございます。この分につきましては、気象庁から送信されます津波や地震の情報や、あるいは台風などの気象関係情報、あるいはまた、内閣官房から送信されますミサイルの発射情報などの有事関係の場合の情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、それを知らしめるものでございます。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 実はこの件、防災航空隊の分につきましては、私は一般質問でも取り上げております。佐藤隊員の事故に伴うですね、やはり、当該市に迷惑かけて、その分がですね、削減されたんかなど。現実はその状況じゃありません。ただ、言うのと、それはいろんな賞じゅつ金含めて、いろんな問題ありますが、なかなか、そういう遺族の気持ちを考えれば、まだまだね、いろんな賞じゅつ金ほかのものがあればとそういう面も持ってますんで、この件につきましては消防長のほうにお聞きをしたいと思います。

○議長（瀧野けさ子君） 消防長。

○消防長（浦田 政秀君） 消防長でございます。9番、佐藤議員にお答えいたします。

佐藤一起消防司令の顕彰状につきましては、現在、大分県、由布市、全国消防長会、大分県消防長会、日本消防協会、大分県消防協会のほうからの伝達するようになってますが、私が入院中に全国消防長会、それから日本消防協会、大分県消防協会のほうから届いておりますので、早急に伝達したいと考えております。

以上です。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、10款教育費について、まず、7番、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 65ページお願いします。10款教育費、6項社会教育費、3目図書館費の賃金90万円の減額、この減額理由と減額の中身についてお聞かせをください。

○議長（淵野けさ子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 式男君） 生涯学習課長です。

図書館費賃金の90万円の減額ですけれども、昨年7月で館長が退職されたということに伴って臨時の図書司書を10月から採用いたしました。その差額を減額しています。

○議長（淵野けさ子君） 7番、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 活字離れが叫ばれる中、読書の重要性、読書が大変重要である。その中で図書館というのが非常に果たす役割は大きいんですけども、退職されたのは何か御事情があったんだろうと思うんですが。（笑声）

私が言いたいのはですね、例えば、館長という役割の中で、例えば、図書館協議会であるとか、そういった中でも重要な役割を果たしていると。図書館をプロデュースする、一番、未来館の図書館が各分館の要でもありますので、そういった中で、例えば、図書館長に配属される方の資質ですよね。例えば、要件。図書司書を持ってなきゃだめだとかですね。例えば、公募をするとか。そういったお考えがないのか、どうか。今まで、そういったことがあったのかどうかだけを教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 教育次長。

○教育次長（島津 義信君） お答えをいたします。

今までそういうことはございませんでした。今後につきましては、現在のところは挾間公民館長が兼務するという方向で、4月以降については考えております。

○議長（淵野けさ子君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） ありがとうございます。私もですね、以前、文教にいたころに図書館長と公民館長との兼ね合いですね、そういった役割分担というのをはっきりしていなかったもので、いかななものかなと思ったんですが、図書館長は図書館長としてですね、プロフェッショナルな方が、専門性を持った方がおられますので、そこはそこで平行して、ぜひ、御検討いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 一つ前の64ページです。10款6項1目の社会総務費の中で、17節公有財産購入費で土地購入費287万5,000円、これ特定目的寄附、寄附金をいただ

いて、旧県立養護学校の土地を購入するということだというふうに御説明いただきました。これ特定目的寄附なので結構なんですけれども、購入した後、ここ、どういうふうに利活用していくのか、そこら辺の計画やめどは立ってるんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 生涯学習課長です。

これ、庄内町の大龍東部2区の公民館として利用していくようにしています。

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） その前のページ、62ページで、幼稚園、立派な施設になったわけなんですけれども、一番末尾の備品購入で機械器具が670万円減額となっております。これについて御説明お願いしたいと思います。

それと、65ページの一番下の教育保健体育費の中で、2目の体育施設費の充当代金の減額なんですけど、使用料手数料の229万6,000円、そのうち150万円はスポーツセンターの体育館の使用料ということで、20ページに出てるんですけども、残余がわからないんで、どういところか。これも総務になるの。教えていただきたいと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） まず、教育総務課長。

○教育総務課長（**森山 泰邦君**） 教育総務課長です。西郡議員の御質問にお答えします。

この機械器具費は、今、議員おっしゃったように、由布川幼稚園の新築工事にかかわるものでございます。屋外に設置する複合遊具、ブランコ、収納庫、これを機械器具費として購入するように計画をしていましたが、いずれも設置のための工事が必要となることから、工事請負費の中で実施をいたしました。そのために補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（**渚野けさ子君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**佐藤 式男君**） 生涯学習課長です。

ここの減額、あくまでも財源ということで、歳出のほうでかなりの減額をしています。これとの整合性で、何か、こういうふうになったというふうには、財政のほうから聞いてます。（「後で、財政にしっかり聞きます」と呼ぶ者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） いいですか。——はい。

次に、11款から13款までについて、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 13款の諸支出金基金費で、2項1目基金の中で、国庫支出金の4,757万1,000円はそのまま地域振興基金として出されるわけなんですけども、問題は、地域振興基金の利子1万7,000円に相当するものがどっかに消えちゃってるんですよ。どういうふうになってるんか。それというのも、財産収入そのものは、利子のところで総計が

51万5,000円であるにもかかわらず、ここには財産収入として50万1,000円しか計上されてません。そこ辺の内訳がわかりました——これも財政になるのか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。後で聞きます。済みません。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、歳出について終わります。

次に、第2表繰越明許費補正について質疑を行います。

まず、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 9ページになります。繰越明許の中の土木費、道路橋梁費7,000万円で、無電柱化実験プログラムというものですけれども、この実験というものが示す意味を教えてください。

2つ目が、この無電柱化というやつの計画の概要ですね。対象の地域、総延長、総工費、工期はどのように考えているのか。

また3つ目が、この無電柱化によって住民生活の利便性をどのように想定しているのかをお聞かせください。

4つ目は、この事業7,000万円は臨時交付金ですけれども、この今年度の単年度の事業として7,000万円でやっていくのか。

また5点目として、その単年度事業でおさまらずに事業を継続する場合、どのような補助事業にのせていくというふうに考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（**房前四男美君**） 建設課長でございます。11番、溝口議員の質問にお答えいたします。

実験の示す意味は何かという質問でございますが、市道前徳野岳本線、通称湯の坪街道は、全幅5メートル程度であり、歩行者と車両が混在し、慢性的な交通渋滞が発生しております。緊急車両の歩行の阻害など、安全安心の観点から、配慮すべき道路環境状況でございます。道路環境と人が折り合える快適な交通環境づくりを柱に、住民参加型とし、さまざまな課題解消案を模型や交通制限等により実験として取り組みたいということでございます。

2点目の無電柱化の計画の概要でございますが、実験を通しての計画策定であり、現時点では策定しておりません。今回の実験の延長としましては100メートルを予定しております。

無電柱化による住民生活の利便性をどのように想定しているかについてお答えします。無電柱化して道路の敷地から電柱がなくなれば、円滑な歩行者の通行空間の確保や車両齟齬の離合時等の障害物がなくなり、道路環境の向上が図られると思っております。

4点目の臨時交付金による多年度事業になるかについてお答えします。多年度事業でございます。（発言する者あり）単年度です。すいません。失礼しました。

5点目の事業の継続の場合どのような補助事業にのせていくかという質問でございますが、国土交通省、防衛省、大分県、そして地元との実験に伴う、いろんな課題を協議しながら、そういう機関と打ち合わせ等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（**浏野けさ子君**） 溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 大体わかりました。先ほどの100メートルは聞き及んでいたんですけれども。

同じような事業を行っておりました日田で、豆田、上町通りというのをですね、各2年度にわたって、4年間で同じような事業、無電柱化を行っておるんですけれども、豆田のほうは平成10年から12年で歴史国道整備事業という県の事業にのせて800メートルを手当して、総経費が10億円ということですね。そして、その後、平成18年から20年にかけて、上町通りを県の事業で50メートル行って、これが1億2,400万円、そして市の事業として、プラス335メートルを「くらしのみちづくり事業」として行って、この2カ年で2億7,000万円ちょっとですね。この800と380、1キロ程度の手当するのに14億円の費用を見てるわけです。見せてるわけです。これを実験と称して、何で、これも、表現悪いですけども、たった7,000万円の単年度で手をつけて、その後、一体どういうふうに、手をつけた後、ほったらかし、あるいは中途半端なまま、何の効果もなくというふうな危惧も生まれるんで、そのあたり、この案自体がですね、ボトムアップの形で上がってきてるのか、職員のね。あるいはトップダウンでこれをおろしていったのか。そのあたりを聞きたいと思いますし、この課題をまた見つけ上げて、この実験で課題を見つけて継続の道を探っていくという想定なさっていますけども、ちょっと安易に過ぎるんじゃないかという気がします。そのあたり、どういうふうにかえるのか。

また、目を転じますと、安心安全の道づくりをするんだというふうにおっしゃいますけれども、今、湯布院地域を見ますと、かつてなかった状態で、湯平の温泉場もそうです。温泉を配当するときに、側溝の中を、開けてみればわかるんですが、至るところで配管を、ビニールの、硬質ビニールですか、あれを側溝の中に埋めて、見えないようにしてるんですね。あるところでは、側溝がないところは、石垣にくいを打って、そこに渡してるんですね。こういう状況が温泉配当の形態でたくさん見ることができるんです。これ、ひとつ、防災安全上も気をつけなきゃいけないんですけども、先だって、東石松の山のほうから、去年か、水が出て道路上がって、下の県道まで出ていってる。すぐに手当しましたけれども、あれは側溝が詰まったんです。その水が道路に溢れ出て、どんどん下って洗ってしまった。その原因が、側溝の中に硬質ビニールパイプが何本も入ってるもんだから、ごみが詰まって、そして水が道路に出て洗うような状況で川になっちゃって。こういうところがさまざまあるんです。とりわけ、観光を中心にしてる地域、温泉が売

り物の地域、そういうところにあるんで、ぜひともですね、防災安全と今申し上げたんですけれども、そういう観点からも、先に手をつけるべき事業として、その点、なぜ、考えなかったのか、まずお聞きして、その後ですね。7,000万円で無電柱化取り組むのも一つの事業としては夢がありますけれども、優先順として、なぜ、こっちが先に来たのか。住民の生活を利便性を追求するならば、当然目につく、そういう状態を一掃して、それから、この無電柱化とかに取りかかるべきじゃないかと。方向としてね。そんなふうに考えたものですが、そのあたりの経緯をちょっと教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 私のほうから答えさせていただきます。

この事業につきましては、かつて「くらしの道」という計画の中でも、由布市の中でも計画として上がっておりました。そんな中で、なかなか、今おっしゃられましたように、やりだすと、どのくらいお金がかかるのかというのが、なかなか想定がつけがたいということが、まず第1点。もう一つは工事をする期間、これは本当に前説を完全にしなきゃいけないものなのか、セットバックでやるものなのか、いろんな方法、軒下配線をするものなのかとかいうことで、工費は大きく違ってくるといふふうに認識しております。あの区間が大体、ちょうど、湯の坪街道全体で、延長が700メートルぐらいあると。それを日田の豆田方式で地中1メートル20にすべて埋設するとなるとですね、最近はいろんな工法が変わりましたんで、一応、メートル100万円ぐらいするんじゃないかということで、それ、まともにいけば、同じような方法でいったときは7億円ぐらいかかるということで。その前に、例えば、電線の密集してるところ等でやる方法はないかということも一計実験してみて、その間のいろんな問題を確認してみるといふことがないかということで考えていたんですが、ちょうど今回のきめ細かな交付金事業、一時配分で約1億8,000万円、由布市に配分ございました。その後ですね、残り500億円の部分で、いろんな国のほうの情報とか、いろんな話を聞いてたときに、こういった電線の地中化であれば、別枠で予算がつくという話をお聞きしたところ。市としましては、やはり、この電線の問題も当然のことながら、考えていかなきゃいけない問題ということで、来年度の当初予算で湯布院振興局のほうで予算をつけようかと思ってたんですが、この補助金をうまく使うことによって、そういった調査もできるということで、今回追加分で計上させていただいたとこです。当然のことながら、いろんな問題がある箇所もございます。ここには、湯平も私の実家でわかりますんで、あれを石畳をはいで、また埋めるということも、また、これも大変なことだと思いますが、そんな中で、今回の事業というのがきめ細かな交付金事業という中で、補助要綱等を見た中で、国のほうに要望して、1回それで試してみたいというのが私どもの考え方でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 溝口泰章君。3回目です。

○議員（11番 溝口 泰章君） 試す価値は大いにあると思います。しかし、まだほかに、試すだけじゃなくって、実際に市民生活に直結する多くの課題を抱えてるのがこの由布市だと思います。そのあたりの構想をきちんと順序立てて、優先すべき政策を優先して行うという姿勢を私は強く求めたいんですけども、それに対する心づもりを、まず1点教えてください。

そして、その後、実際に動き始めた後での住民の方々の対応の仕方ですね。豆田では推進委員会というか、住民で募る、構成する委員会を設けて、そこに行政からいろんな相談をしながら、工期2年にわたってますから、繁華街ですから、景観を大事にする地域ですから、そこに工事の期間が2カ年ちゅうと、その間、その事業者としては、かなりの損失を覚悟しなきゃいけないっていうのがあった。それをうまいことクリアしてるんですけども、そういうことが湯の坪街道という、狭くて、幅員が5メートルで、出っ張って、公道まで物を押し出すようなことをやっていたところで、これから大丈夫なのかという。

それに加えて、あと1点、ちょっと違うことになりましたけども、3回目ですので、ついでに言わせてください。教育委員会で、先だつての入札のときに、この次のページにあります、きめ細かな同じ事業ですけども、ICTで入札についての一般質問を行いました。そして、お話の中で、この事業自体すごく感謝していると、敬意を表したところでありますけども、まだ改善する余地が十分にあるということで、私と執行部との話をまた今後も続けなきゃいけないと思うんですけども、今後、この形のシェアリングが教育委員会でも、もちろん執行部の中枢部でも行うということで理解してよろしいかどうか。その点、ちょっと2方向に分かれて申しわけない。

○議長（渕野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私も入札の指名委員会の委員長してますんで、私のほうで一括してお答えしたいと思います。

当然のことながら、事業の推進というのは、今まで非常に危惧してたのが、やはり、地元調整をどうするかという問題でございました。ただ、どんな方法があるかという案をですね、やっぱり、こちらの事務局のほうで案をつくりまして、やはり、どの範囲をするかという選定もやはり地元の人とも協議しながら決めてですね。そして、当然地元との合意ができないと、この事業は進まないという前提で事業は執行したいと思います。また、さまざまな問題があるところは承知しております。なかなか財源も非常に厳しい中なんですけども、その中で優先順位をつけたり、それが景観に与える影響とか、ある意味では、湯平の場合には不法占用の物件も、河川のいろいろございますんで、管理者といろいろ話しながら、その対策というのは考えていきたいと思っております。

それと、入札のシェアリングということですが、議会でも市長がお答えいたしましたように、私どもも、やはり、公正な入札というのは大前提にありますけども、入札機会を、地元の入札機会、

受注機会の確保ということに関しましては、最優先に考えていきたいと思っております。

○議員（11番 溝口 泰章君） 頼みます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 8ページですね。繰越明許費の補正で、総務費の総務管理費、地域情報化通信基盤整備推進事業とその下の地上デジタル放送対応事業についての詳しい説明、事業内容を教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 9番、佐藤議員の御質問にお答えします。

まず、地域情報化通信基盤整備推進事業ですけれども、この事業は光ケーブルの敷設事業なんですけれども、由布市内のインターネット環境の悪い地域を解消しようという事業で、特に、挾間の地域でしたら、NTTの光とか、全域いってるんですけれども、将来的にも民設も含めてですね、なかなかそういう施設整備が進まないような地域について、具体的に地域名を出しますと、湯布院で奥江、水地、庄内で龍原、大津留、そういった方面に、なかなか情報環境よくありませんので、その地域を公設で各公民館まで光ケーブルを敷設し、公民館に端末を置いて、行政情報が公民館に行けば見れるという状況をつくろうという事業でございます。既に内示はいただいているんですけれども、交付決定が3月の下旬にずれ込むということで、今回繰り越しをいたすところでございます。

それと地上デジタル放送の対応事業ですけれども、これは難視聴地域の解消事業で、先日一般質問でもお答えしましたように、由布市内12の難視聴地域がございますけれども、そのうち21年度4カ所の地域解消を行う契約をいたしておりました。その中の1カ所、池の上難視聴地域につきまして、この事業は、それぞれの難視聴組合が施行する事業に市が補助金を出すというシステムですけれども、その池の上の自治区が設計のおくれとそれに伴いまして、申請がおくれたということで、2月の末にやっと承認がとれたという状況で繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。この事業はですね、情報を迅速に伝えて、いろんな面で地域の方が知るということが大事だと思っております。特に今、そういう公民館で、龍原地区で行われて、そこまできたら情報を発信できるというんですが、1つはですね、パソコン等の設置の状況と、大津留、龍原地域でない、庄内地域で言えば、ほかの地域もそういう光等が来ない部分あると思うんですが、そういうところについては、今後どういう計画をされてるのか、教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 庄内地域の他の地域についてはですね、22年度民設で、今、湯布院地域がケーブルの工事を民間がやっております。それと同等といいますか、その会社が22年度、庄内地域についてはケーブルテレビの線を引くということで、柿原とか、そういった中心といいますか、庁舎の近辺とか、そういったところには、ある程度普及できるのではないかなど。あと、阿蘇野については、今年度事業を既に実施しておりますので、あと残される龍原とか、大津留とか、その辺がこの事業で賄うという計画にしております。あと、その他の地域については、今後、いろんな、今、NTT等も計画してるようですので、そういった民間のケーブルが随時広がっていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（渕野けさ子君） 9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。そういう公民館まで来てですね、先ほど、器具等恐らくパソコンなんかは自分たちが持ち込んで、そういう情報を得るんでしょうが、非常に地域の皆さんにとれば、そういう情報が入って来るということがですね、まだ情報不足の面があります。そういうことで、設置すれば、当然、地域ごとの説明会はされるんでしょうかね。

○議長（渕野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

端末の機械については、公民館に1台ずつ、この事業で置くように計画をしております。それと地元についてはですね、その後ですね、うちが公設で引いたケーブルを利用して、民間がそれを貸していただいて、個人の家にもつないでくれと、それは当然負担金とか工事費が別途かかるんですけども、民間がそういう設備投資を行うことが可能になるというふうに聞いております。

地元については、そういった説明会等も行っていきたいと考えております。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。

○議長（渕野けさ子君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 8ページの商工費の地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の2,195万4,000円の繰越明許なんですけど、補足資料の7ページを見ると、整備箇所が国立公園等に指定されており、整備の許可に予定外の時間を要したためということなんですけど、これ具体的には場所はどこなんでしょうか。

○議長（渕野けさ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

この場所につきましては、庄内の男池の遊歩道の整備ですが、阿蘇くじゅう国立公園の黒岳、男池、園地事業、園地ということで指定をされております。九州地方環境事務所、くじゅうの自然保護官事務所ですね、ここと十分に協議を行ってるんですけど、変更をするということで協議を行っていましたが、そのときに期間をかなり要したものですから、事業着手がちょっとおくれ

ておりますので、そのための繰り越しをお願いをいたしました。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、その他について、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 総務委員会の中で聞きます。財政課に。

○議長（**瀧野けさ子君**） はい。これで、議案第22号についての質問を終わります。

日程第28. 議案第23号

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第28、議案第23号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 5ページの、5ページでも2ページでもいいんですけども、歳入で諸収入454万1,000円というのは一体何なのか。これ一般財源で処理してますけども、実は一般財源じゃなくて、特定財源じゃないかという危惧があります。危惧がありますっちゃうのもおかしいけど。

その特定財源について、ちょっと、その次に聞きたいんで。11ページを開いてください。

11ページというか、10ページの2款保険給付費、2項高額療養費の中で退職被保険者等的高額療養費、4目の退職被保険者等高額介護合算療養費をそれぞれ増減、ここでプラスマイナスしてますけども、肝心の4目の退職被保険者等高額介護合算療養費の一般財源はないんですよ。もともと。ないにもかかわらず、ここで減額して、上の2目の退職被保険者等高額療養費に充当してんですけども、それはどうしてそういうことができるのか、教えていただきたいと思います。

それと、同じようなことで、13ページ最後の諸支出金で、1項償還金及び還付加算金で、高額療養費の特別支給金6目なんですけど、これも従前の充当財源は補正前の予算額30万円に対して、国庫支出金が30万円だったにもかかわらず、今回一般財源を減額したんですよ。なぜか、これも財政なのかな。そんなことはねえわな。特別会計やけん。

○議長（**瀧野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**生野 博文君**） 保険課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、15款諸収入の3項雑入の454万1,000円は何かということですが、これは国保連合会と国保中央会の間で実施されております「超高額医療費共同事業」というものがございまして、1件当たり420万円を越えるレセプトが対象でございまして、平成7年から平成20年度までの超高額医療費拠出金の余剰金を各市町村へ分配するものでございます。これもですね、特定財源じゃないかということなんですけども、過去のものでございまして、今のであれば、現代であれば、当然そういうことが起こるんですけども、過去のことということで、一般財源としております。

それから11ページの関係なんですけども、一般財源463万8,000円を減額しているが、いつ一般財源を充当したのかということでございます。いまだ、支払い基金などの歳入予算につきましては未確定な部分がございます、今回補正するに当たりましては、年度途中ということでもありますので、決算の際には詳細説明ができるようにしたいと思います。

次の13ページの諸支出金でございますが、これも今の回答と同じでございます。

- 議員（12番 西郡 均君） はい。
- 保険課長（生野 博文君） 以上でございます。
- 議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第29、議案第24号

- 議長（淵野けさ子君） 次に、日程第29、議案第24号平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

- 議員（12番 西郡 均君） これは来年度を言えばいいことなのでしょうけども、翌年度精算するというふうに報告して、金額を減額をしてますよね。しかし、その翌年度は予算化してないんですよね。だから、それはどういうふうに解釈したらいいのか。例えば、水道会計でいいますと、今度の補正で減額したやつを翌年度やりますということできちっと上げてんですよね。だから、その辺について御説明いただきたい。

- 議長（淵野けさ子君） 保険課長。

- 保険課長（生野 博文君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

翌年度で生産するといいいながら、なぜ、翌年度予算に反映させないかということでございますが、5ページでございます。2款の国庫支出金と3款の県支出金のことだと思います。老人保健特別会計では、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、毎月の保険給付等の支払いはございませんで、医療費の過誤等の精算のみとなっております。本来ですと、国・県から21年度分の医療費の概算の負担金をいただいて、22年度におきまして精算をいたしまして、負担金の追加等をいただくか、返納をするかということになるわけですが、今年度は概算によります負担金もなく、22年度において精算するということでありましたので減額といたしております。平成22年度当初予算におきましては、あくまでも見込み予算を計上しておりますので、国・県等の21年度分精算額を受けた上で、必要があれば補正で対応したいと考えております。

- 議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

- 議員（12番 西郡 均君） 必要というのは、今回の補正を出した段階でわかってるわけで

すから、補正じゃなくて当初から上げるべきだと思うんで、もう残余の金額ですから。新たにいろいろ発生するというんじゃないんで、全くの精算ですからね。それはそういうふうにすべきだったというふうに思います。答弁としては、それでいいんかもしれんけど、私は納得はできない。

それと、この今5ページの6款諸収入、雑入で、第三者納付金246万4,000円と返納金202万5,000円を上げてますが、これは先ほどの節で行きますと、当該年度分だと思えます。そしたら、これは一般財源で運営処理してはありますが、そこはおかしいんじゃないかというふうに思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（**浏野けさ子君**） 保険課長。

○保険課長（**生野 博文君**） それもですね、先ほど申しましたように、あくまでも医療費のみの精算でございまして、今、入って来るのは前年度、それよりか、まだ前年度でございまして、当該年度ではございませんので。

○議員（**12番 西郡 均君**） ございませんな。

○保険課長（**生野 博文君**） 一般財源としております。

○議員（**12番 西郡 均君**） はい。

○議長（**浏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第25号

日程第31. 議案第26号

日程第32. 議案第27号

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、日程第30、議案第25号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第32、議案第27号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第33. 議案第28号

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、日程第33、議案第28号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 単純なことなんですけども、（発言する者あり）言わないと、また直さないんで言うておきますけども、予算書鑑を見てください。そうです。前文の書き出しと提出年月日の書き出しが違ってるんで、きちっと直してください。答弁は要りません。

○議長（**浏野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第34. 議案第29号

日程第35. 議案第30号

日程第36. 議案第31号

○議長（渕野けさ子君） 次に、日程第34、議案第29号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第36、議案第31号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

○議長（渕野けさ子君） お諮りします。本日の会議はここまでにとどめ、延会にいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いた
しました。

なお、次回の本会議は、明日9日午前10時から引き続き各議案の質疑を行います。

本日はこれにて延会します。御苦労さまでした。

ちょっと議員に連絡ですけども、お耳をお貸してください。

あすの質問の中で、全体的にもっと詳しい説明を求めるという箇所が、12番議員、特に多い
んですけど、それを具体的に質問していただければ、ありがたいんですけど。（発言する者あ
り）早めに言ってください。（発言する者あり）

以上で終わります。

午後3時05分延会
